

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

令和元年9月17日 午前10時00分～午後2時58分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（8人）

委員長	徳永武次	委員	今塩屋裕一
副委員長	井上勝博	委員	川添公貴
委員	瀬尾和敬	委員	落口久光
委員	杉菌道朗	委員	坂口健太

---

### ○紹介議員

議員 持原秀行

（請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書）

---

### ○その他の議員

議員	持原秀行	議員	森満晃
議員	成川幸太郎	議員	松澤力
議員	帯田裕達		

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代健一	ひとみらい対策監	平原一洋
総務課長	古里洋一郎	ひとみらい政策課長	山元義一
秘書室長	山元一将		
文書法制室長	川畑央	会計課長	脇園和文
財政課長	鬼塚雅之		
財産活用推進課長	園田克朗	教育部長	宮里敏郎
税務課長	道場益男	教育総務課長兼	小原雅彦
収納課長	山口隆雄	学校施設整備室長	村上勝美
契約検査課長	橋口堅	学校教育課長	村上勝美
危機管理監	中村真	社会教育課長	橋口公男
防災安全課長	佐多孝一	文化課長	羽田美由紀
原子力安全対策室長	祁答院欣尚	少年自然の家所長	池田尚人
		中央図書館長	山口誠
企画政策部長	末永隆光		
企画政策課長	上戸理志	選挙管理委員会事務局長	西木場重行
甌はひとつ推進課長	奥平幸己		
行政改革推進課長	東田幸一	監査事務局長	茶園勝久
地域政策課長	屋久弘文	公平委員会事務局長	
情報政策課長	佐多誠一		
広報室長	黒木諭	議会事務局長	田上正洋
		議事調査課長	堀ノ内孝

---

○事務局職員

事務局 長 田上正洋  
議事調査課 長 堀ノ内 孝

課長代理 久米道秋  
議事グループ員 芦谷仁美

---

○審査事件等

付 託 事 件 名	所管課
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中央図書館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第77号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第7号 三学期制の堅持を求める陳情書 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第76号 薩摩川内市まちづくり計画の変更について 議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
(所管事務調査)	甌 は 一 と つ 推 進 課 行 政 改 革 推 進 課
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	地 域 政 策 課
(所管事務調査)	情 報 政 策 課 広 報 室 ひ と み ら い 政 策 課
議案第73号 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につ いて 議案第74号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について 議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律 の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい て 議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室 文 書 法 制 室
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課

議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局 議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により、審査を進めます。

ここで、2名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）それでは、まず社会教育課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、議案第98号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算に関する説明書の48ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費606万円の増額につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員給与費等の調整でございます。

その二つ下になります。3目公民館費の中央公民館費4万円の減額につきましては、職員手当の調整でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）予算に関する説明書、48ページをお開きください。

10款5項4目図書館費の471万8,000円の減額につきましては、本年4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先日、新聞報道でもありましたが、県警に図書館利用者情報をという、図書

館の情報を警察に提供したということで、そこに薩摩川内市も入っているわけですが、ちょっと詳しい経過などを教えていただきたいと思います。

○中央図書館長（山口 誠）8月17日の南日本新聞に掲載の利用情報の提供ということについてです。原則としましては、個人情報を収集したとき、収集目的以外の目的に当該個人情報を利用し、または提供することはないということにしておりますが、ただし今回の場合、個人の生命・身体・財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められた場合と判断いたしまして、新聞掲載のとおり平成30年度に県警に情報提供を行ったものであります。

○副委員長（井上勝博）具体的には個人の生命とか安全とかっていうのにかかわるってことはどういうことなのか御説明いただけますか。

○中央図書館長（山口 誠）細かいところまでは個人の情報に入るのでなんですが、新聞等でも掲載がありました死亡事故というか、殺人事件にかかわることでしたので、緊急性があるなということで判断したところであります。

○委員（井上勝博）殺人事件にかかわるということなんですが、個人情報保護条例の中で個人の生命とかいうことがある場合、やむを得ないということでお話しされたんですが、ここの報道では今後、ルール化の問題というか、提供基準の問題で職員は入れかわるのでしっかりとした基準が必要という、そういうコメントがされているわけですが、今で言うルールに基づいて提供されたということになりますよね。しかし、基準に基づいてということでおっしゃる、これは報道の内容がちょっとこう違うということなんですか。つまり、ルールはもうあるので、新しいルールをつくるという、そういう必要性はないと考えていると、そういうことでよろしいですか。

○中央図書館長（山口 誠）照会の内容につきまして、法令とか薩摩川内市個人情報保護条例に基づきまして、総合的に判断をしていくということになります。新聞のアンケートでは、新聞記事には基準作成を検討予定としてありましたが、こちら側が回答したのは、マニュアルを作成していきたいと、マニュアル作成予定というのは、先ほど言われましたように人が変わるによってマニュアルというか対応が変わるとおかしいとい

うことで、基準はあるんですが対応を考えていきたいということ、人が変わっても同じ対応ができるようにマニュアル作成を考えているということで対応していきたいと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、中央図書館を終わります。

---

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

---

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）予算に関する説明書、49ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費を137万8,000円を減額するものです。

内容は、人事異動に伴う職員給与費であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）所管事務調査につきまして、資料の4ページをお開きくださ

い。

まず、利用者数等の状況でございます。今年度は4万人を目標とし、8月27日現在の利用者数は1万9,240人です。

続きまして、夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」でございます。甌島を舞台に小学5年生から高校生まで40人と一緒に、鹿島・下甌地域をマウンテンバイクでめぐる旅を実施しました。台風接近のため日程を1日短縮しましたが、甌島の自然や歴史、地域住民の皆様の優しさにふれる旅となりました。

また、リピーターである高校生・中学生が、リーダーとしての役割を果たそうとする姿が、他の参加者のあこがれとなり、自分も将来リーダーになりたいという気持ちにつながっています。事業を無事故で無事終えることができました。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）夏のアドベンチャーというのはとてもすばらしい事業だと思います。参加者は小学5年生から高校1年生まで40人となっていますが、この付き添いというか指導者、スタッフの数、それから、この時期は熱中症対策も多分大変なことだろうと思うんですが、そのあたりのところをどういうふうに留意されているかお伺いします。

○少年自然の家所長（池田尚人）まず、引率者ですけれども、少年自然の家の職員13人のほうを現地要員として配置をしております。本部のほうに2人という形の配置体制です。

熱中症対策につきましては、今委員のほうからございましたように、特に自転車に乗る前、そのほか山を越えてまいりますので、一山越えるごとに影の所で休ませて給水、そして健康観察をして、そしてまた自転車に乗るといような形にしております。

救護車も配置をしておりますので、時には暑くて熱中症ではありませんが気分が不良になる子どもたちもいます。そのような子どもたちにつきましては、救護車の中で休憩をさせてから、また自転車に乗れるかどうかを養護教諭が職員としておりますので判断をして自転車に乗せている、そのようにして熱中症対策や健康の保持に努めており

ます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、少年自然の家を終わります。

---

△教育総務課学校施設整備室及び学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

---

△議案第77号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第77号薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（村上勝美）議会資料の77ページをお開きください。

これは子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布による子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、本市においても、これに準じて保育料を無償とするほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。基本的に保育料をゼロと改めるといものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）保育料を無償とするということで、今度の10月から施行となるんですが、無償ということが一人歩きをして、保護者の間で何もかも無償になるという勘違いをされておられる方がおるんですが、その保護者に対しての対応というのは各幼稚園に任されているんですか。

○学校教育課長（村上勝美）委員会として具

体的な御説明は特にしていないところがございます。結果的に各保育園のほうにお任せする形になっているところがございます。

**○議員（持原秀行）** 一部の園長からちょっと聞いたんですが、細かに何回かに分けて保護者説明会をしたと。ただし、どうしても保護者の方が7割ぐらいしか来られないというんですよ。その中で無償化というのがどうしてもマスコミ的にも一人歩きをして、何もかももうただだというような勘違いをされておられますので、そこらあたりの対応が来たときにきちんとして、委員会としても各園に対してのやっぱりフォロー体制というか、そのところは必要でないかなと思うんですけども、いかがですか。

**○学校教育課長（村上勝美）** 今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（徳永武次）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 予算に関する説明書の44ページをお願いいたします。

歳出からです。10款教育費1項教育総務費2目事務局費の減額補正は、本年4月の人事異動に伴う人件費の補正に要するものです。

次に、45ページをお願いします。

2項小学校費1目小学校管理費の増額補正は、人事異動に伴う人件費の補正と、寄附金の受け入れに伴う図書を購入するための備品購入に要するものです。

次に、3目小学校建設費の増額補正は、本年10月からの消費税率の改正に伴い、亀山小と永利小に教室不足により設置しております、仮設校舎の借り上げ料を増額しようとするものです。

次に、46ページをお願いします。

3項中学校費1目中学校管理費の減額補正は、人事異動に伴う人件費の補正と、寄附金の受け入れに伴う図書を購入するための備品購入に要するものです。

3目中学校建設費の増額補正は、祁答院中学校のグラウンドのトラックの陥没や、今年6月の長雨などで水はけが悪い状態が散見されました。これまでグラウンドは部分補修によりしのいでまいりましたが、測量の結果、抜本的な改修が必要と判断したため、その工事費に要するものです。

次に、47ページをお願いします。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費の増額補正は、人事異動に伴う人件費の補正に要するものです。

次に、6ページをお願いします。

債務負担行為の補正で、小学校建設費のところで説明いたしました、消費税率改正に伴い、亀山小と永利小の仮設校舎借り上げ料の増額補正に関連いたしまして、同様に消費税率改正に伴い、2校の仮設校舎借上事業の令和2年度から4年度までの限度額を増額しようとするものです。

続きまして、歳入を説明いたします。14ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金8目教育費寄附金の増額補正は、市内個人1名からいただいたもので、今回補正の歳出にあります、小学校管理費と中学校管理費の備品購入費に充当するものです。

**○学校教育課長（村上勝美）** 資料47ページをお開きください。

4項2目幼稚園教育振興費幼稚園扶助費につきましては、市立幼稚園給食費補助金で、これは公立幼稚園の給食費でございます。今回の要求分は、10月以降の給食費になります。

現在、給食費は一人当たり3,600円を納めてもらっていますが、米などの主食費は除

外し自己負担となっております。市としましては、3,600円のうち主食費を除いた3,200円は国が負担してくれていますので、その分を無償にするために要求するものでございます。

次に、50ページをお開きください。

6項3目給食センター費給食センター管理費は、人事異動に伴う補正でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）亀山小学校仮設校舎借上げのことなんですが、仮設校舎で借上げているから消費税でということなんですけど、これはいつから借上げていて、今後もずっと借上げるという、そういうことになるんでしょうか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）上野代理に答弁させます。

○学校施設整備室長代理（上野卓也）お答えします。

借上げ期間は、平成31年3月から令和5年2月までになります。

○委員（井上勝博）ごめんなさい。事情を知らないもんですから、この亀山小学校で仮設校舎がその期間だけは借上げなきゃいけないという理由がよくわからない。つまり、校舎を新しく増築するから借上げがそれで終わるといことなのか、そこら辺の詳しい説明をお願いします。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）児童数の増加に伴って教室が不足したために仮設の校舎をこのたび借上げ料で設置するものであります。

児童数の増加の見通しについては、財政当局との協議も要りますし、今後の計画も出てまいりますが、校舎増設の検討も視野に入れながら、その間で庁内で検討していこうとするものです。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

## △陳情第7号 三学期制の堅持を求める陳情

○委員長（徳永武次）次に、陳情第7号 三学期制の堅持を求める陳情を議題とします。

本陳情については、6月の委員会において継続審査となっております。まずは、その後の状況について、当局に説明を求めます。

○学校教育課長（村上勝美）本件につきましては関連がございますので、所管事務調査の委員会資料で説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページをお開きください。

二学期制についてでございます。二学期制の6月議会以降の経過を御説明いたします。

これにつきましては、前回の総務文教委員会で、学校における業務改善アクションプランについて、イ、国の示した教育課程の編成実施の通知について、業務改善、働き方改革の実現に向けて、そのア、イを中心に研究実践しながら、更なる教育の質を維持向上させるために、二学期制導入の有効性についても並行して研究を進めていくと。

その後、7月29日に、第6回の二学期制検討委員会、これを開催いたしまして、この際に第5回検討委員会、後の経過と上記ア、イについて説明後、意見交換をしたところでございます。

二学期制についての考え方としまして、その3項目としたところでございます。

まず1項目め、まずは、この3年間働き方改革や業務改善の実現に向けて業務改善アクションプラン、全ての学校が取り組む21項目、教育委員会が取り組む17項目と教育課程の見直しに、重点的、計画的に取り組む。二学期制については、その有効性を並行して研究しながら、導入のあり方について検討していく。そして、二学期制を導入するかどうかの検討は、3年間で検討していきますので、2021年、令和3年以降となる見通しであるということ。あわせて、これまでの二学期制検討委員会は、令和元年7月29日で一旦終了し、あり方を再検討する段階で必要な場合には設置することを検討することとしたところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）業務改善アクションプラン

を当面取り組むと。そもそも二学期制導入という目的が、教員の業務改善につながるだろうということで進めてきたものなのですが、業務改善アクションプランをしてもなお、二学期制が必要かどうかということについては、どの辺、どういう何ちゅうかな、アクションプランを実現した上で、プラスアルファになるのかどうかということについてはどういうふうに考えてますか。

○**学校教育課長（村上勝美）** 改善の部分につきましては、十分3年間で取り組んでいくわけですけれども、並行して研究を進めながら、更に有効な手立てがある場合にはまた必要に応じて検討するという考えでございます。

○**委員（井上勝博）** 業務改善アクションプラン自身がいわば先生たちにゆとりを持たらすという目的ですよ。このアクションプラン自身が、そうなんじゃないんですか。

○**学校教育課長（村上勝美）** これは確かに余裕を持ってということでありましてけれども、最終的には教員が余裕を持つことによって生き生きと授業に取り組む、教育活動に取り組むということ、子どもの学力向上あるいは教育の質の向上につなげていくものでございます。

○**委員（井上勝博）** 要するに目的がかぶるんじゃないかということを言っているんですよ。つまり2学期制の導入の目的もそうだったし、このアクションプランもそうだし、結局、目的は同じなんです。だから、業務改善アクションプランと並行的にやる必要があるのかどうかということなんですけども。どうなんでしょうか。

○**学校教育課長（村上勝美）** ですから、まずは業務改善アクションプランのほうに精いっぱい取り組むと、3年間はそちらのほうを優先して取り組むという考えでございます。

○**委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○**議員（森満 晃）** 済みません、この二学期制の考え方について、この枠外のところに、29日で終了しということであり方を再検討する段階とありますけど、あり方の段階というのは、これ3年後という考え方でいいんですか。

○**学校教育課長（村上勝美）** 基本的には2021年、令和3年以降というふうな考えでございまして。

○**委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議をしたいと思っております。御意見ありませんか。

○**副委員長（井上勝博）** きょうのところは、陳情の取り扱いについて判断する材料が足りないと考えます。また、本定例会の会期中に決算審査に係る委員会も予定されていることから、本日のところは、審査を一時中止してはと考えるのがいかがでしょうか。

○**委員長（徳永武次）** ただいま、本陳情の審査を一時中止してはという御意見がありますので、ここでお諮りします。本陳情の審査を一時中止することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 御異議ありませんので、そのように取り扱うこととします。

---

#### △所管事務調査

○**委員長（徳永武次）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○**教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 委員会資料の1ページをお願いします。

教育総務課の関係です。本市の教育振興基本計画の策定に係る報告です。

教育基本法に基づく、第1期・後期計画が今年度末までとなりますことから、現在、事務レベルで次期計画の策定作業を行っております。

その内容といたしまして、1、名称、これを第2期・前期計画と位置づけようと考えています。2、計画期間を令和2年度から6年度までの5年間とし、3、基本目標や視点、施策の方向につきましては現行計画を引き継ぎ、4、計画の構成については現行計画同様の構成で考えているところです。5、策定スケジュールであります。御承知のとおり、今、市の総合計画後期基本計画も策定に入っております。このスケジュールと調整を図りながら進めてまいります。

2ページのほうをごらんください。

本日、この説明の後、市の総合計画と調整を図りながら作業を進めてまいります。12月議会の総務文教委員会で、本文案全体の説明、報告をさせていただいて、その後、パブリックコメントを行い、3月の教育委員会定例会で最終案を審議いただく計画であります。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 一般質問でもしたんですけど、全国学力・学習状況調査について、個別な学校名の公表は控えたいということだったんですが、それはわかるんですけど、私は公表すべきだろうと今でも思っています。というのは、小規模校、大規模校、いろいろあるということは理解しているんですが、一応、それを発奮材料にして学力向上をしていくべきだろうと思っているんですが、あの結果を受けて、どのような指導方法を進めていかれるのか、それとも毎年平均より下ですよ、毎年下なんだけど、その結果をどう反映して、どう今後対策を打っていかれるのかというのを教えてもらいたいと思います。とりあえずはですね。

**○学校教育課長（村上勝美）** 早速、先週の金曜日に校長研修会がございました。実際に全国学力の結果をお示ししまして、学校名は伏せましたけれども、全学校の結果を見ながら、それぞれのグループで具体的な協議をしてもらったところです。

教育委員会としましては、実際に全国平均よりよかった学校、この具体的な取り組みを示して、特に効果が上がった分は過去の問題を繰り返したくないこと、あるいはそれを徹底してやったこと、いつ、何を、誰が、どこまでにするかというのを各学校で決めていただく、あわせてそれがどこまで進んでいるかを学校長のほうに確認していただく。それで、そこだけではなくて教育委員会のほうも指導主事が定期的に訪問し、どこまで進んでいるか、進捗状況、特にその確認の部分をしっかりとして進めて学力向上に取り組んでいこうとしているところがございます。

**○委員（川添公貴）** 確かに個別に指導していくべきだろうと思います。そうしないと伸びていかない。これもネットか新聞か何かで見たと思うんですが、ある教職員は点数主義であるという

ようなことを言うという記事があったような気がします。そうあってはならないですね。だから、そういう教員は指導能力が私はないと思っているので、やはり普段の生活の中で点数が上がっていくんだと思います。

もう一つお聞きしますが、個別指導をプログラムを組んでやられるということなんですが、教職員にその時間的余裕があるのかどうか。

それから、その時間的余裕を見出すために、一般質問で学校教育法の施行令第29条と言いましたよね、あの中において、きょう示された時間数がありますよね、この中に宿泊学習、職場体験、それから家庭訪問とか、確かそういうのは含まれないということになっていますよね。家庭訪問はそうじゃなかったかな、とりあえず宿泊学習とそれは含まないということなんで、それを夏休みに実施して時間に余裕を持たせるということで、そこで指導力を上げていくという方法は考えられませんか。

というのは、夏休みは短いほうがいいという保護者が多いと、これは実感でおわかりですよ。だから、その期間、子どもは喜ぶんでしょうけど、そこにそういう形で動かして調整するというのも、先ほどのカリキュラムじゃないけど、どう考えていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** まず1点目、時間的な余裕があるかということでもありますけども、これは、学校におきましては、年間でその研究をする時間というのはしっかり割り振っております。学校によってそれは差がございますけども、その中身を充実させることで対応できるかと考えているところでございます。

委員御指摘いただきました、2点目の夏季休業中の取り組みについては、まだ具体的なことについて検討しておりませんので、また今後研究をしていければと考えているところです。

**○委員（川添公貴）** ぜひ設置者において決めることができるという法律ですよ、確か。だから、ぜひそういう形を取ってほしいと思いますね。それはその件で今後研究して進めてもらえればと思うんです。

ちょっと違うのを1点、15日に、大方、運動会とか体育祭がありましたよね。あの日は相

当暑かったんですね。それで、熱中症が去年は何人か出たんです。ことしは出なかったのかどうか。熱中症の子どもの搬出。出なかったら出なかったでいいんですけど、そういう対策をどう取られたかというのをちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

**○学校教育課長（村上勝美）**特に中学校におきましては、多くの学校でミスト、いわゆる水を吹きかける機械、そして学校によっては更にその近くに扇風機を置きまして、競技が終わるごとにそこを通過して体温を冷やすというふうな工夫はされていたところでした。私はきのう3校を回ったんですけども、3校ともそのミストというのはございました。

熱中症の報告については、ちょっと具体的には受けておりませんが、日曜日の分は特に上がっておりません。

**○委員（川添公貴）**よかったです。ちょっと私も外におったもので、これは大変だろうねというような話の中で熱中症が出ることを心配していたんですけど、よかったです。来週は雨ですから心配はいらないと思いますけども。

最後にしますけど、やはり私は二学期制の導入はあるべきだろうと思っています。今でもですね。そういうことで、令和3年度以降検討する、実施ではなくて検討ですから、それに向けては、やはり教職員の業務内容の改善も重点的にやるべきだろうと思っています。というのは、今言いましたように、宿泊学習、職場体験、家庭訪問、それからそういうものを、しっかり精査して夏休みにずらすとかという形で環境を整えて進めていくべきだろうと、それをこの2年間で進めてもらえればなと思っていますので、そういう業務改善のカリキュラムを組まれるときに、ぜひ検討していただきたいと思っています。

**○委員（坂口健太）**済みません、先ほどの川添委員の質問にも関連するんですが、運動会並びに体育大会の件ですね。今この9月の時期、昔と比べて非常に暑くなってきているんですが、この秋開催に本市の教育委員会がする目的というのはあるのかということと、また県内の他市町村で、5月であったりとか春にやるところもありますよね、どれぐらいの割合、県内の他市町村でそういった時期にされているのかというのをそれぞれに

2点お示しください。

**○学校教育課長（村上勝美）**この秋の部分については、一番は1学期に学級の結束ができ終わって、そしてそれをまとめる、その成果と言いますか、それを示すという部分もあるかと思います。逆に5月に実施する学校につきましては、それを学級づくりに使うというふうにも聞いております。

具体的にどこの学校が、あるいは県内何%が春に実施しているかというのは、済みません、現在のところ把握していないところでございます。

**○委員（坂口健太）**答弁ありがとうございました。私が聞いたところによると、県内、大体、半分の市町村において、もう5月の時期に開催されていると、またそこに先ほどミスト等で熱中症対策を取られていると答弁いただいたんですが、私、川内北中学校の体育大会に出席したところで、ことしもですけど去年もですけど開会式の最中に教職員に運ばれて行かれる方、体調を崩される生徒がおられました。

熱中症ではないんでしょうけど、今後この体育大会の開催時期については再度検討を、子どもたちの負担も考えて、また春に開催することで学級の結束を図るという目的も達成できることから、ぜひ検討を図りたいと思います。

**○委員（落口久光）**先ほどの学力向上の件で、学校名を公表されないということなので、うまく言えないんですが、平均よりも高い学校をモデルにというようなニュアンスの話をされたんですけど、多分、横展開できない学校があると思うんですよ、横展開しにくいところが恐らく低いだろうと見ているので、そうであれば低いところは本当になんでそうなのかということと、横展開しにくいところの部分でその違いを見たときに、そこに具体的に手を入れていかないと結局上だけ上がったところで底上げができなければ意味がないと思うんですけど、その辺はどのように分析されていますか。

**○学校教育課長（村上勝美）**一つは、十分な成果が上がっていない学校も、成果の上がっている学校の手法を取り入れるということ、ぜひしていただきたいということで指導しているところ。もう一つは、やはり管理職からのトップダウンではなかなか上がらないので、そこを教職員がまず真剣に自分の学校の現状を捉えてもらって、これ

じゃいかんということで、お互いの教職員の中から手法を、成績を上げていくというふうな形で話をしているところがございます。

**○委員（落口久光）** うまくいっている手法と言われましたけど、多分ほとんどの先生が似たようなことをやっているんじゃないかなと思うんですよ。転勤ですっと回られるし、その学校に行ったからレベルの低い手法に変えるということもないと思うんですけど、具体的にそう言われるということは、高いところでやっていないような、明らかにこれはちょっとレベルが落ちているような教え方になっているというような見方なんでしょうか。

**○学校教育課長（村上勝美）** 具体的には、県あるいは事務所あるいは教育委員会、これがぜひこの問題をやってほしいと、せめてこの問題は解決してほしいというところ、これがいいところはしっかりと成果を示しております。ただ、そこが十分に問題に取り組めていないというところも一部ございます。ですから、そこをしっかりとどの子どもにも取り組ませていただきたいということです。

**○委員（落口久光）** もう多分、堂々めぐりなんで、ぜひいろいろ検討してくださいというお願いになるんですけど、多分できない学校にはできない学校なりの理由があるので、その理由に手を入れないことには、言うだけで、結局、受けたほうはできないのにやれって言われるということで、堂々めぐりのような状態で、逆に教員を潰すことになりかねませんので、やっぱりその環境とかいうところもよく見ていただいた上でやっていただきたいなど。

ちょっと中身を変えます。二学期制の説明の中で、働き方改革、業務改善というようなコメントがありまして、先ほどとはちょっと中身が変わるのでコメントしなかったんですが、この具体的な業務改善で今取り組まれていること、来年度以降で取り組もうとする具体的な項目がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** まず学校で言いますと、本年度取り組む中身としましては、退勤目標時間を設定する。それから業務改善について全員で取り組むワンアクション、学校でこれを目標にやりたいと、それで今度は一人一人の目標を

設定してもらおうと、それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員やキャリアガイダンススタッフ等と連携、分担する体制を整備する、いわゆる相談事務なんかを担当とか先生だけではなくて専門家を配置する。

それから、担任や教頭等の業務について、財務等の専門職である事務職員と役割分担を行う。それから、授業準備の効率化という視点から申しますと、日課表に授業準備の時間を設定する、位置づけるなど、勤務時間内に授業準備等の時間を確保するという。それから、問題づくり、これは結構大きな仕事なんですけども、それを先ほど申しましたような、県とか事務所単位で出している問題を活用するという。

そして、部活動につきまして、学校の部活動に係る活動方針を策定するとともに、その方針に則り部活動が作成した年間、毎月の活動計画をホームページ等により公表する。これは実際にどれだけ進捗するかというのを示すためにするものです。これが本年度の重点として、まず取り組んでいる中身でございます。

それから、教育委員会のほうとしましては、例えば統合型校務支援システム、いわゆる出勤時間であるとか、あるいは通知表の作成にかかわる部分、その導入ができないか、なんとか検討しているところでございます。

そういったふうな重点を設定して一つ一つ取り組んでいるところです。

**○委員（落口久光）** 長くなって済みません。たまたま、きのうテレビを見ていて、昼以降だったと思うんですけど、黒板メーカーさんのテレビ番組がやられていたんですけど、見られている方もいらっしゃるかもしれないんですが、プロジェクターで映してとかで、何を映すかと言ったら、字の練習だったらマスが出てきたりとかで真っすぐ書けるようにとか、書きやすいようにとかいうのもあるのと、一番そうだなと思ったのが、問題を板書している時間をもう一発でぱんと映して、板書する時間を短縮することで、逆に子どもたちが間延びする時間を防ぎながらとか、あとそれで先生たちの実務時間が確実に授業の中身のほうに入る時間が取れるということで、そういうコメントをされた学校の先生方もいらっしゃるんで、そ

れはすごくいいなと思ったんですけど、今の東郷学園は黒板もすごくきれいになっていたんですけど、この前、学校を見に行ったら、プロジェクターがあったかなどかなというのは、ちょっと私は見落としていたんですけど、そういうシステムを入れながら授業時間の、いわゆる板書も無駄な時間と言ったらそうではないんでしょうけど、実務的にはちょっと省いても大丈夫そうな時間をほとんどない状態にすることで、中身をもっと濃くするというような手立てで効率を上げるとかという手とか考えられていないのかなと、そうすることで、先ほどもちょっと話が出ていたような、学力向上の方にももっとプラスになると思うんですけど、お金はかかるけどそういうところを導入する計画とか、考えとか、今後の可能性あるとかいうのはないでしょうか。

○**学校教育課長（村上勝美）** その件につきましては、市内の学校については大型テレビがございまして、それにパソコンをつないでパソコンの画面をぱっと示すような形で今工夫をしているところでございます。最初に画面を映させる間に大切なことについては板書に更に書くこともできますので、それを更に進めていければと考えております。

○**委員（落口久光）** 済みません、もう最後にします。テレビは確かにあったなと思うんですけど、やっぱりいろいろ実際に自分で問題を解いたりとか、教えたりとかってなったときに、黒板に集中してというのとテレビを見ながら黒板に書くとかいうのとでの違いとかいうのもありますので、お金をどれだけかけるかという上限の部分もあるんですけど、やっぱり例えばアウトプットをどれだけ高めようと思ったときのところもよく精査するのと、現場の先生方の意見も聞きながら、一番いいのは、多分、今比較的余りよくないと思われている学校に先行導入するか、そういうところをやりながらで、ちょっと効果が出るかどうかの検証も、もしできるのであればやっていただければと思いますので、検討事項として上げていただきたいと思います。

○**委員（井上勝博）** 先ほど、学力テストで平均より高いところは徹底して過去問題をやっているというお話でしたけれども、その具体的に過去問題授業とかそういうふうにして、何時間か取って

いると、そういうことなんですか。

○**学校教育課長（村上勝美）** これにつきましては、授業の中で組み込んでいるところもございまして、例えば長期休業中の課題として、計画的に行っているところもございまして。あるいは宿題と言いますか、定着の時間の課題として示しているところ、それはもう学校の実情に応じて活用しているところでございます。

○**委員（井上勝博）** 具体的に授業の中で取り入れているということですが、どのぐらいの時間をそれに取っていらっしゃるというふうに調査されていますか。

○**学校教育課長（村上勝美）** それで、具体的にどこがどの時間というのはちょっと把握はしていないんですけども、問題については実際にその中で入れるのは1問、例えばその日に習った問題と関連のある問題を最後に確認するというふうな使い方、例えば10分、15分でやっているというふうな報告を受けているところです。

○**委員（井上勝博）** 過去問題とか、そういう問題については全国的に問題になっていますよね。具体的には、昨年2016年4月21日付の毎日新聞の、これはネット版なんですけど、今、文科省がどうなったかはわかりませんが、文部科学大臣が20日の記者会見で、全国学力テストをめぐり、成績を上げるために2月ごろから生徒に過去の問題を解かせていた地域があったと指摘し、学力テストは点数の競争ではなく指導改善につながるもの、本末転倒だと怒りをあらわにしたと、こういう報道もされて批判されているんですよ。

過去問題をやれば、確かに私は成績がよくなると思いますよ。だけど、それは本末転倒だと指導の改善に役立てるためにやっているものであって、点数を上げるために過去問題をやるのか、そういうことをしていたらどんどんエスカレートしていくんですよ。過去問題の授業をふやしていくというようなことになってエスカレートしていくんですよ。そうすると、本来の授業ができなくなるとか、学力テスト偏重になってしまうとか、そういう弊害が生まれる可能性があるわけですね、その辺についてはどうお考えなんですか。

○**学校教育課長（村上勝美）** 二つ、私はメリットがあると考えております。一つは、やはりしっかりと練られたいい問題であるということ、問題

として良問であるということ、その問題にふれるということでございます。特に出題の仕方につきまして、例えば文章題、こんな問題があるんだというふうなことで、やっぱりそういう問題に慣れると言いますか、いい問題に親しむと、そういったことが必要なかなと考えているところでございます。

○副委員長（井上勝博）もういいですけど、大臣が怒りをあらわにしているという、この問題についてどう考えているのかと、そういう問題が、今、全国的に問題になっているんだということを、どう受けとめていらっしゃるかということです。

○学校教育課長（村上勝美）それは問題の使い方だと思います。例えばテスト前の段階で集中的にそういう問題をさせるのはいかがなものかというふうに考えているところです。やっぱり計画的にその問題を活用して利用して授業を組み立てるということは、教育者としてあっていいことだと考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達）この薩摩川内市教育振興基本計画、第1期の前期、後期、次のまた前期、後期が終了し、新たに令和2年度から6年度までを作成されるわけですが、その第1期の前期、後期の中にも、この形ですと名称がありますけど、この形で計画をなされたと思うんですが、では、例えば基本目標は変えられるときもあるかもしれません、それから視点、それから計画の構成、例えば、第2章、薩摩川内市の教育をめぐる現状と課題、第3章、薩摩川内市のめざす教育の姿とありますよね、ここで、例えば、8年、9年、10年前、この学力について具体的に年次的な計画とか上げられていたのか、上げられていたとしたら、その施策はもう1回検証しないと、なかなか今の現状を見ると難しく捉えなければならないし、やはり薩摩川内市の中学生、小学生の学力が低下しているということは、この地域の高校の入学とか、高校生のあり方、それから社会人になったときの、やっぱり教育とかは大事ですので、その辺は、その年次的な計画をこの取り組みに入れ

てあったのか、その辺はどうですか。

○学校教育課長（村上勝美）実際に入れてございました。ただ、それが十分な成果が出ていなかったのので、それをもとに再度見直しをしているところでございます。

○議員（帯田裕達）さらにもっと検証していただいて、重く受けとめていただかないと、大変なことになるんじゃないかと思っております。

もう一つは、全く視点を変えて、あと一つ質問します。

教育部長にお尋ねしたいんですが、私の一般質問でも、7月3日、4日、台風の影響で急遽休校された、坂口委員もちょっと避難所のことで話をされましたが、保護者に伝わったのが夜の11時半ぐらいだったそうです。私のところにも相当な苦情の電話も来ました。なんでこういうことが起こるんですかと、鹿児島市はもう4時ぐらいの夕方のニュースで出していました。

災害対策本部との話し合いとか、気象庁とかたくさん協議しなければならなかったと思うんですが、なかなかその11時半というのは厳しい判断で、明るく日のパートの仕事も休めない。ではその2日間はどうだったのか、検証の結果、2日目は晴天でしたよね。その辺の取り扱いもどう考えていらっしゃるのか。最終的になぜおそくなったのか、誰が、どこが、教育委員会が判断したと思うんですが、誰が判断したんですか。

○教育部長（宮里敏郎）7月3日、4日の臨時休校の話での最初の判断ですけども、これは夕方までに我々も一応検討はしておりました。最終的に我々のほうの検討で、教育委員会でいろいろ情報収集をして、それから校長会の会長とも話をして、具体的に、では休校の措置を取りましようと言ったのが結果的には夜の8時ぐらいになってしまっております。

その時点になって、近隣の鹿児島市とか日置市とか伊佐市とか、その辺の状況もわかってきまして、特に向こうは線状降水帯が来ていたので、我々よりは厳しい状態であったというのを判断しておりましたけども、それが一歩ずればかなりの危ない時間になるし、しかも次の日の、確か昼からがますますひどくなるろうと、そうなると下校時間にきちんと帰せなくなるというような判断を、校長会、教育委員会としたのが大体8時前後で確

認しております。

最終的に、我々も朝の判断、朝の通知ということも一旦は考えたんですけど、校長会とも語ったんですけども、朝の判断だとより混乱を招くだろうということで、最終的に連絡網で周知をしてくださいと言ったのが、結果的には9時になってしまったと、9時に学校長のほうに、学校にはすぐ連絡は行くんですけども、そこからまた各クラスごとの連絡網になって、最終的におそかったのが11時半ぐらいだったということは我々も把握しております。

今回の分について、もう少し早い、例えば5時の段階でそれができていれば8時ぐらいには連絡が行って、翌日の対応については保護者のほうも余裕を持って対応できたということについては我々もちょっと反省しておりますので、今後はそうならないように、早め早めの対応についてまた校長会のほうとも十分に連携を取っていきたいと思っております。

○議員（森満 晃）済みません、運動会について、先ほど委員のほうから、開催時期や熱中症について質問があったと思うんですが、これは校長の判断でしょうけども、これだけ暑くて開会式あるいは閉会式に、場所によっては校長先生初め、来賓の話とか挨拶とかあって、その間に子どもたちをもう座らせて、そしてなるべく子どもたちへの負担をかけないように貧血を抑えるだとか、そういう何か対応だとか指導だとかをされていますか。

○学校教育課長（村上勝美）具体的には、先日の校長会におきまして、対応方法、まず子どもたち自身が具合が悪くなったときには、誰にも指示を受けずにその場にすぐ座ると、そういった指導を事前にしなさいとか、そういった例をしているところがございます。

また、特に水分補給が重要ですので、それぞれ水分補給をしなさいと言ってもなかなかしない場合がありますので、水分補給の時間帯を確保するとか、そういったところ、やはり放送で水を飲みなさいとか、そういった工夫をする、そういった具体例を一つ一つ紹介しながら、取り入れられるところを取り入れてもらっているところがございます。

○議員（森満 晃）その具合が悪くなったら座

りなさいと言いますが、やっぱり子どもたちもああいう前で緊張して立っているわけですから、どうしてもやっぱり個々の判断があって我慢すると思うんですよ、やっぱりここで座ったら目立つかなとか、いろんなそういうのがあるから、こちらのほうからどうぞこの場に座りなさいと、そういった挨拶になって、また何かするときは立たせてというような、そういうちょっと強制的な判断があってもいいんじゃないかなと思うんですよ。

この間の中学校は見えていませんけど、多分、皆さん立ったままではなかったのかなと思うんで、また今後、小学校もあるんで、もう少しそういうところは強制的に座らせるとか、そういう形なるべく負担がないようにされたほうがいいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

---

△文化課の審査

○委員長（徳永武次）次は、文化課の審査に入ります。

---

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）それでは、各会計予算書・予算に関する説明書の48ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費、事項、文化財保護事業費において増額の補正をお願いするものであります。

それでは、それぞれの事業内容につきまして御説明申し上げます。

まず、修繕料でございますが、御陵下町にあります、埋蔵文化財管理施設の老朽化に伴う雨漏り箇所の修繕を行うものであります。

次に、日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力

発信推進協議会負担金につきましては、6月29日に発足しました、1県9市の自治体及び関係団体で構成する、魅力発信推進協議会の事業に充てるための協議会負担金でございます。

次に、薩摩川内の大綱引き調査事業におきまして、文化庁の指導を受け、県内全域の自治会等、約7,400団体に、十五夜綱引き行事の調査を実施するもので、事業費の主な内訳は、調査用紙の通信運搬費、内容分析に係る一般賃金等でございます。

次の事業でございますが、事業者からの申請により、西ノ口遺跡・樋脇隈之城跡の緊急確認調査を実施するための経費として、緊急確認調査作業員賃金と重機に係る使用料及び賃借料などがございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達）総務文教委員会資料に文化課の資料がなくて、はんやまつりの件については、どういった計画でとか資料は出されなかったんですか。

○文化課長（羽田美由紀）はんやまつりと申しますと11月3日のはんやまつりでございますか。申しわけございません。所管が、観光・シテイセールス課がはんやまつりのほうは所管しておりました。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課を終わります。

#### △企画政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、企画政策課の審査に入ります。

#### △議案第76号 薩摩川内市まちづくり計画の変更について

○委員長（徳永武次）まず、議案第76号薩摩川内市まちづくり計画の変更についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）8月28日付けの議会資料をお手元に御準備ください。

まず1番、変更理由でございます。地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律。これによりまして、合併特例債の起債可能期間がさらに5年間延長されたこと、令和6年度まで発行可能となりました。本市においても、今後取り組んでいく事業へも合併特例債の活用ができるように、まちづくり計画の計画期間の延長を図る必要がある。

2番の変更内容について、3項目書いてございます。

(1) 計画期間の延長ということで、計画期間を5年間延長して、令和6年度までとする。

それから(2) 事業計画の一部修正ということで、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合、除却等にかかる事業に対して、合併特例債の充当ができるように、本文の一部修正をするものでございます。

(3) の財政計画の変更としまして、1・合併特例債の活用見込み額を約300億円から約400億円に引き上げる。2・計画期間の延長に対応して、財政計画の期間も延長するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御質疑なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志） まず、歳出でございます。予算書19ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費、事項、土地対策費は、県からの交付金による調整です。同じく、定住促進対策事業費は新規事業の鹿児島UIJターン移住支援事業でございます。後ほど、資料で説明させていただきます。

続きまして、24ページをお願いいたします。2款5項1目統計調査総務費、事項、一般管理事務費は人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。予算書13ページをお願いいたします。

16款2項1目総務費補助金、1節総務管理費補助金は、今ほど説明いたしました鹿児島UIJターン移住支援事業の国、県の補助金。そして、県からの権限委譲による市が実施しております土地利用に係る事務の交付金の確定に伴うものでございます。

それでは、総務文教委員会企画政策課分の資料を御準備ください。委員会資料1ページでございます。

鹿児島UIJターン移住支援事業補正予算関係、こちらについて説明させていただきます。1番の概要でございます。東京圏から移住促進を推進するた

め、県の仕事マッチング支援サイトかごJobを利用して、県内企業に就職した方のうち、本市に移住してきた方に対して、移住支援金を支給するものでございます。1世帯、世帯で来られた方には100万円、単身の方には60万円補助するものでございまして、支援金については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担するものでございます。

参加市町村としまして、県のほうもあわせて今補正で予算を出しているところでございますが、43市町村、19市の中で、今年度このタイミングで補正予算を上げているところが28市町村、うち15市、来年度から開始予定が13市町村、うち4市でございます。中段ぐらいの囲みのところをごらんください。支援の対象となるのは5年以上居住する意思を持って本市に移住される。かごJobを利用して、県内企業——県内企業ですので、これは市内企業であるとは限りません、県内企業に就職するから。移住直前に東京23区に5年間住み続けていた、もしくは東京圏に5年間住み、23区に勤めていた方が対象者になります。

右のほうのかごJobの吹き出しをごらんください。8月末現在で薩摩川内市の企業63件既に登録済みでございますが、ただ、この63件全てが今のところ対象になるというものではございません。このかごJobに掲載している企業が県に対して対象法人登録の申請という手続きがございまして、鹿児島県のほうも今、県全体で81社ということです。薩摩川内市も今63社の中で、今、実際に申請まで済んだのは5社です。ですから、制度が始まるまでにこここのところを拡大する。例えば、薩摩川内市であれば63社全てが対象登録の手続き申請をしていただけるように、先週、県のほうからも各自治体に対して依頼の文書が届いたところでございました。9月9日現在で、県全体で81社。この81社に勤めて、薩摩川内市に移住される方は世帯であれば100万円、単身であれば60万円の支援が出る制度でございます。

2番の補正内容でございますが、補正予算書で説明しましたとおり、歳出としては260万円、歳入としては国と県の補助ということで、195万円。残り、市の手出しとしては、65万円。ただ、こちらについても、交付税措置がござ

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）前から政府が言っているように、都市圏から地方に送りたいというのがやっとならしたのかなと思うんですが。1点だけちょっとお伺いしますが、先ほどの説明がありました財政計画の中で地方交付税がずっと減額になっているんですけど、この説明書の中では、今後4分の1に関しては地方交付税で措置されるって書いてありますよね。どこに措置されるんですか。交付税は一括で金額がぼんと出てくるんですけど、どこに入る。

○企画政策課長（上戸理志）特別交付税じゃなく、これは普通交付税のところに措置されるというふうには聞いております。

○委員（川添公貴）だから、今、見てるんですけど、地方交付税の財政計画はずっと減っていきまますよね。減っていくのに、そこの中で、地方交付税で措置されますって、その地方交付税のどこに入ってくるんですか。もう一つ言わせていただくと、この部分に関しては、今年度地方交付税で交付されますって項目がたくさんありますよね。合特債に関しても、この部分については、今年度の地方交付税で措置されますってたくさんあるんですよ。どこに入るんですか。

○企画政策課長（上戸理志）これまでの国・県の説明の中での措置ということだけは理解しておりますが、今、財政計画の中でも普通交付税という形で出ておりますが、さらにその中の区分、カテゴリーについては企画政策課では把握はしておりません。

○財政課長（鬼塚雅之）今回のこの普通交付税により措置というところにつきましては、まだ国のほうからどの経費項目に措置をするという具体的なものは示されておりませんので、具体は申し上げられませんが、財政計画の中で今後、地方交付税が減少をしていくような形の推計になっているが、どこに交付されているかと言われている。交付税自体は需要額の中に算入されるもの、そのまた需要額から削られるもの、それと、需要額の算定自体が人口測定単位というんですけども、国勢調査による人口により基本的には算定されております。そういった中で、人

口が年々減少することに伴う減少分の見込み。それから、地方債借り入れをしておりますが、地方債の償還に対する、公債費に対する交付税措置、そういったものも地方債現在高が減少することに伴う需要額も減少してまいりますので、そういったものを踏まえて地方交付税も減少させている推計という形になっています。歳入ですので、過大な歳入の見込みというのも行うこともできませんので、気持ち的には少し辛めの歳入の見込みをしているところでございます。

○委員（井上勝博）済みません、これでは、いつから実施というのがよくわからないんですよ。どうなっているんですかね。

○企画政策課長（上戸理志）まずは、県の補正予算が通過した、これが第一条件でございます。さらには、各市の状況にもよりますが、条件としまして、就職してから3か月後に申請できると。定住移住して来られてから1年以内というそういう条例がございますので、こちらのほうが議決後、すぐに登録ができますので、早ければ支払いとかそういった申請は12月、1月以降ではないかなというふうに考えております。

○委員（瀬尾和敬）この制度は何歳からとか年齢は制限されていないんですか。

○企画政策課長（上戸理志）年齢のほうの制限はございません。対象者に書いてあるこの囲みの部分が対象という形になります。まずは、かごJ o bに載っている事業者、それから、更にはその事業者が県への申請が必要ですが、そのところに就職すると、働くという条件がありますので、そちらを満たせば特に年齢等の今のところ要件はございません。

○委員（坂口健太）私も鹿児島U I Jターン移住支援事業について質問するんですけど。この県内企業っていうのはかごJ o bに登録してあるところ。県内に本社を置いている企業なのか、また県外に本社があっても県内に事業所があるところなのか、どちらなのか教えてください。

○企画政策課長（上戸理志）対象外として、資本金10億円以上の大企業とか、それから東京に本店があるところは対象外になりますので、それ以外であれば対象という形になります。

○委員（落口久光）済みません、1点だけ。これ何で東京圏だけなんですか。名古屋、大阪、結

構まだありますよね。

○企画政策課長（上戸理志） 概要の1番最初に書いてございます国の方針として東京一極集中を避けるということで、東京圏。東京圏と言いましても、神奈川、それから千葉、そういったところは対象にはなりません。

○委員（落口久光） この国のっていうのはわかるんですけど、じゃあ、国の方針プラス本市独自のやつっていうのは全然考えていないんですか。

○企画政策課長（上戸理志） これまで本市独自の移住定住は、住宅取得、それからリフォーム、新幹線、そういったものやっておりますので、こちらのU I Jターンに絡めてというのは、まずは県の――この制度自体が市内企業じゃなくて、例えば、県内の企業に就職されて、薩摩川内市に住まわれれば対象になりますので、まずはこの県と、それから他の市町村と一緒にしたこの制度に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。  
ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時25分休憩

~~~~~

午前11時36分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次） ここで、本会議に戻します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光） 総合戦略の中で気になっているのが小さな拠点なんですけど、ここで質問で大丈夫ですよ、地域政策課ですか、総合戦略の

中でなんですけど、それでも地域政策課ですか。今の環境を見ていると、どんどん、ちっちゃくちっちゃくなっているような気がしてならないんです。この前の本会議でもちょっと、アシストつきの自転車の件で、高齢者の方の行動半径をもっと広げたいというのでそういうのをという提案だったので、一旦今回は一蹴された形になっているので、そうなってくると過疎地に住んでらっしゃる方の行動半径がやっぱりちっちゃいままでなってくると、拠点がつくれなくなるというのを考えているので。そうなった場合に小さな拠点というよりも、その方々を中央に移り住んでいただくっていうような政策っていうのはないのかなというのを考えていまして。だからそういうのを総合戦略的に何かそういう、まあ家を建てるとか、そういう集合住宅的なのを設けてやるっていう計画というのは将来的にないのかどうかというのを教えてください。

○企画政策課長（上戸理志） 国の考えをずっと参考にしながら総合戦略、総論的な話で説明させていただきますと、国のほうも各自治体、立地適正化計画です、こういった計画を作成して、そういった人を集める、地域のめり張りをつくるという、そういったところも進めております。片や今参考例、話をしました過疎法の過疎地域の自立、そういったところも両方で走っておりますので、小さな拠点というのが今のところ現総合戦略でも記載がございます。今、総合計画と総合戦略を一体的に審議をするところがございます。議会のほうにも、できればこの会期内、早い時期にお示しできればなど、原案をお示しできればというスケジュールで今作業に取り組んでおりますので、そういったところで御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
以上で、企画政策課を終わります。

---

△甌はひとつ推進課の審査

○委員長（徳永武次）次に、甌はひとつ推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

まず、甌島地域一体化方針につきましては、7月6日、7日の住民説明会を経て、6月の議員全員協議会でも報告をさせていただきましたが、今後、準備段階へ移行していくこととなります。

再編等の目標は、記載のとおりでございますが、協議や予算措置の関係等により多少変動する場合がございますので、御了承いただきたいと思えます。

次に、2番目の甌島ツーリズム推進事業につきまして、ツーリズムビジョンの改定でございますが、平成26年度に策定した「甌島ツーリズムビジョン」の計画期間5カ年が令和元年度の本年度で終了することから、令和2年度からの5カ年の計画を3月までに策定いたします。スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

次に、8月4日に実施しました「海岸漂着物清掃流木アートイベント」は、上甌島・下甌島の2カ所でそれぞれ23名、合計46名の島外からの参加者がございました。

次に、7月13日には、消滅の恐れのある甌島の方言を保存、伝承していくための活動として、「甌島方言講演会」を里・中津小学校で実施いたしました。講師は、本市出身で国立国語研究所の窪菌晴夫副所長で、10月11日、12日には、下甌・鹿島の小学校でも講演をいただくこととしております。

なお、5月28日、国立国語研究所と薩摩川内市は、消滅の恐れのある甌島の方言を保存、伝承等を目的として、相互に連携して研究を行う連携・交流協定を締結しております。主要事項報告で報告済みでございます。

次に、3ページでございます。

恐竜化石活用事業につきまして、企画展等につきましては、黎明館と鹿島の企画展が終了いたしました。来場者数がそれぞれ3万9,176名、

1,275名となり、目標数を達成したところでございます。

なお、国立科学博物館と御船の博物館の企画展は、まだ開催中でございます。ぜひ機会がありましたら行ってみていただければと思います。

また、鹿島では、8月31日に、(2)でございます。甌島化石発掘体験会、星空観察会を実施しました。申し込みが多く、抽選により当選した島外からの家族14家族、39名が参加をいたしました。7,000万年前の貝の化石など多く採取でき、好評を得たところでございます。

最後に、4番、第12回全国離島交流中学生野球大会への参加について。

8月19日から22日まで長崎県対馬市で開催され、甌島選抜チームで参加をいたしました。全国の離島から25チームが参加し、トーナメント方式で熱戦を繰り広げております。

甌島選抜チームは、初戦で龍郷町のチームに負けてしまいましたが、別に行われました交流試合や交流会で全国の離島の子どもたちと交流を深めました。

甌島の生徒は、島内の全中学校から参加ということでチームを結成いたします。練習の段階から島内での交流から始まり、大会に参加することとなります。連帯感や一体感の醸成、ふるさと意識の醸成を育むことができたと感じております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。このことも含め、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、甌はひとつ推進課を終わります。

---

△行政改革推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより

所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、地域政策課の審査に入ります。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）予算書の20ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費の事項コミュニティ推進費の減額補正でございます。

今回は、本年4月1日付のコミュニティ主事の採用に係る予算の組み替えをお願いするものでございます。

初めに、全地区コミュニティ協議会に配置しておりますコミュニティ主事につきましては、地区コミが直接雇用する主事と、市が嘱託員として雇用し地区コミに配置する主事とに区分をされませぬ。令和元年度は、地区コミの直接雇用が8人、市嘱託員で配置するコミュニティ主事が40人、合わせて48人でございます。

ことしの3月末で地区コミが直接雇用しておりました川内地域の寄田地区のコミュニティ主事が急に退職をしたことに伴いまして、後任に市嘱託員の主事を配置いたしました。

地区が直接雇用する主事の人件費につきましては、地区コミュニティ協議会への通常の運営交付金に市の嘱託に係る人件費相当額を加算して交付をいたしておりますけれども、市の嘱託員としての雇用となりますと、報酬、社会保険料、通勤手当相当の費用弁償から支出をすることになります。通常の組み替えであれば、同額で差し引きゼロとなりますけれども、社会保険料と費用弁償につきまして、39人分で当初は計上いたしておりました

たが、その予算の範囲内で足りるということで、報酬の149万1,000円のみを増額しまして、減額するほうでは寄田地区の前任者に合わせて計上しておりました、地区コミへの運営交付金の中の人件費相当額173万2,000円を減額するもので、差し引きが24万1,000円減額計上となりました。いわゆるこの24万1,000円が社会保険料相当額だということでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○副委員長（井上勝博）地区コミが雇用している人が8人ということで、あとは市の嘱託職員と。ちょっと不思議に思うのは、地区コミが雇った分についての人件費などは、市が運営費にプラスしていると今お話しされたんですが、そうすると地区コミとしては雇ったほうが良いということになるわけですね。それ以外に地区コミとして負担があるということで8人にとどまっているんでしょうか。その辺の仕組みは。

○地域政策課長（屋久弘文）雇ったほうが良いというよりは、とにかく48人を地区コミで8人、市で40人雇用して配置をしている形になるんですが、昔からちょっと方針的に地区コミュニティ協議会の自立という点を考えるときに、できればそういったコミ主事等につきましても地区コミが直接採用をされる、そういう形が好ましいのではないかとということで、以前から地区コミ雇用というのは、市としては推進をしてきた経緯があります。それを受けて今8人がコミュニティ主事ということで地区コミで直接採用をいただいているんですが、この人件費相当額につきまして、地区コミュニティ協議会が私どもが交付金として交付した以外に負担をするような点はございません。いわゆる市の嘱託員として雇用するコミュニティ主事と同額を交付金に上乘せしてありますので、地元負担はないということであります。

○副委員長（井上勝博）今48地区コミの主事についての話でした。しかし、実際には地区コミにはもう一人雇用されていらっしゃる方がいる所もありますけれども、それはどうなっているんでしょうか。

○地域政策課長（屋久弘文）事務局職員につきましては、地区コミによってまちまちであります

して、おおむね大きい所は事務局職員を配置をされています。小さい所になる ― 例えば内川内あたりには事務局職員の配置はありません。

コミュニティ協議会に交付をするコミュニティ協議会運営交付金という中に事務事業費割という項目があるんですが、この事務事業費割で、コミセンはほぼ毎日開けとかないといけないということで、嘱託員でありましたら御存じのとおり17日間ですので、残り14日、多い月で14日、人件費相当額がないということになりますけど、この事務局職員を雇用するための人件費相当額をこの事務事業運営費割ということで交付金の中に足してございます。

ただ、事務局職員を置かないコミュニティ協議会にあってはイベント等の事業に使っていただいと。事務局職員を置く地区コミにあってはその人件費に充ててもらいたいということで、地区の大きさに応じて額も違いますけれども、そういった額を交付金の中で措置をしてあります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）所管事務調査を報告いたします。

総務文教委員会企画政策部資料の4ページをお開きください。

地域による閉校跡地の利活用について御説明申し上げます。

昨年9月の所管事務調査におきまして、遊休公共施設等利活用促進条例に基づく利活用のうち、地域政策課が所管をいたします地域向け制度、いわゆる地区コミュニティ協議会等が利活用する場合の制度になりますけれども、その検討状況を報告いたしました。その後の状況について報告申

上げます。

（1）地区コミュニティ協議会の閉校跡地利活用検討状況につきましては、東郷学園義務教育学校の開校に伴いまして、東郷小、東郷中の利活用を検討していた斧淵地区コミュニティ協議会が、本年7月に利活用しないと最終判断をされまして、昨年報告済みの21校の所在する19地区コミュニティ協議会の検討結果を合わせまして、23校の所在する20地区コミュニティ協議会において、地域では利活用をしないという結果になりました。

（2）は参考になりますが、閉校跡地の概要になります。

利活用状況については、財産活用推進課から企業等による利活用について報告がなされているものを記載いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、地域における閉校跡地の利活用についての説明を終わりますが、資料の、4ページの資料の（2）の校数が24校ありますが、私、今23校という話をいたしましたけれども、9番目の青瀬小、ここにつきましては行政側でかこの幼稚園及び下甕保育園へ転用いたしておりますので、数字の中からは省かせていただいております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）先ほど予算の中で、地区コミュニティ協議会の主事さんの本市の嘱託職員についてありましたけど、来年度から会計年度任用職員になるわけですが、取り扱いというのは失礼なんですけど、身分の扱いと、それから契約状況等の進め方はどのようになるのか教えていただきたい。

○地域政策課長（屋久弘文）おっしゃるとおり来年4月から会計年度任用職員の制度が導入されますけれども、今庁内でも、この嘱託員をという採用の仕方を身分付をするのかということで検討がなされていますけれども、今の段階、地域政策課といたしましては、従来どおりというわけにはいかない。会計年度任用職員の月額報酬者ということでの扱いを考えているところです。

身分的には特別職の職員になるわけなんですけど、会計年度任用職員の月額報酬をそのまま適用させていただきます。いただければと考えているところでございます。

○委員（川添公貴）わかりました。というのは、御存じのように主事さんというのはコミュニティというか、その地域に密着した活動をされているので、一般事務の嘱託職員さんとは全くちょっと異質な面があるだろうと思います。

というのは、月曜日から木曜日までとして17日間働くんだけど、土曜日、日曜日の出勤とあって、変更いろいろあるんですね。ですので、会計年度任用職員の制度が始まる前に、やはりその辺の身分とか、今、月額任用という形なんだけど、契約状況とか、契約というか更新関係もしっかりと整備していただける方向で今後また検討していただければありがたいと思っています。

○地域政策課長（屋久弘文）はい。すいません、今言われましたことは検討いたしているんですが。総務課のほうで、この会計年度任用職員についての条例と規則をつくっておりますが、その規則が通常の今言われた一般的な嘱託員の関係だと思しますので、それを受けましてコミュニティ主事、うちは地域おこし協力隊も持っているんですが、もう少し柔軟に動けるような勤務時間の設定とか、そういったものを別途私どものほうで規則を定めて動きやすい体制を整えていきたいというふうに考えています。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、地域政策課を終わります。

△情報政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、情報政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、情報政策課を終わります。

△広報室の審査

○委員長（徳永武次）次は、広報室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）広報紙がかなり表紙含めて刷新されて非常に従前と比べますと見やすく、また市民の方々の注目度も高いのかなと私は思っているんですが、何かこういうお褒めの言葉とか、そういう変わったねとかそういう声という部分は届いておりませんかでしょうか。

○広報室長（黒木 諭）ありがとうございます。広報紙のほうのリニューアルを本年いたしまして、やはり今表紙でインパクトをとって、デザインをよくして、まず表紙で開きたくなる表紙をつくるということで取り組んでおります。中身もまた人を主役にするような新しいコーナー等も設けておりまして、やはりお便りとかで広報紙が魅力があったと、見たくなる広報紙ができておるねという言葉をいただいております。

○委員（杉藺道朗）今言われました表紙でまずぐっと引きつけるというのがかなり効果を発揮しているのかなと私思います。今まで広報紙いろいろ発行されていますけど、いわゆる市民の方々からなかなか読んでもらえないというのが実際ありました。いろいろこう問い合わせがあって、載っちゃったどがなと言っても、いや、見たこともなとか言われましたんで、今いい意味でどんどん見られる方がふえてきているという部分に関しては努力のたまものかなと思いますので、これからも他市に負けることなく鋭意努力をしていただければと思うところです。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、広報室を終わります。

---

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）1点だけ。私は余り興味が、よく思っていないんですけど、妊娠をしたときに補助金を出すようになっていきますよね。きょう現在で何人申請があって、どれぐらいやったんですか。金額等。

○ひとみらい政策課長（山元義一）申請件数は、9月13日、先週の金曜日現在で108件です。金額では1,090万円になります。ちなみにそのうち1月から3月に母子手帳の交付を受けた方は43件となっております。

○委員（川添公貴）この後はちょっと言いにくいんですけど、返納された方は、ないんですか、ゼロですか。没収とか返納というのは。

○ひとみらい政策課長（山元義一）はい。そのような事例は現在ございません。

○委員（落口久光）似たような感じの質問かもしれないんですけど、3人目無償化の件がありましたよね。あれがなって、ちょうど今ぐらいのタイミングで、前年度との、その過去からの差が出てきだすところだと思うんですよ。わかりますよね、猶予期間があるので。そうなったときに大体9月までの間で、その前の同期間と比べたときに、具体的に3人目のお子さんがふえてきたのかどうかっていうのがおわかりだったら。そうであればいいんですけど、あんまりふえてないよとか減っているようであれば、やっぱりもうちょっと違う手

を来期に向けて検討しないといけないですよっていう形で、ちょっと実績がわかれば。

○ひとみらい政策課長（山元義一）昨年度までの第3子の状況は、30年度はまだ、人口動態調査からいくものですから、30年度はわかっていないんですが、29年度が第3子以降で全体の23.8%、28年度が24.1%となっております。

現在、比べられるところが1月から3月までに母子手帳交付を受けた方が194名いらっしゃって、そのうち今回妊娠祝い金を申請された方が43件ですので、その割合でいくと22.2%となりますので、まあこれまでの過去2年間とすればちょっと若干少ないというような状況で、今後この祝い金が広く広報されることによっては、これ以降ふえていくのではないかなというふうに期待しているところです。

○委員（落口久光）意見として、率で言われても、まあまいちちょっとピンと来ないので、絶対人数だと思いますので。あとなおかつ昨年度からそのような具体的な手を打つというふうになったのであれば、市民福祉とかのああいうところともちょっと協力いただいて、そういう実数をリアルタイムでピックアップして自分たちでも把握するということがすごく大事だと思うんですよ。言われていることもわかるんですけど、それが自分たちがやってきたことが実になっているか、なっていないのかをやっぱりちゃんと検証して、今よくPDCAを言われますけど、PDCAをすぐ回さないといけないのに、いやこれはわかるのが1年後ですとかであれば、こう手がおくれてきますので、ぜひ実のある政策を打つためにも、こういう肝になるところとされているものであればそこをちょっと実態掌握できるようにちょっと体制づくりとか、そういう仕組みをつくっていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○ひとみらい政策課長（山元義一）わかりました。そのようにいたします。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）ことしの男女共同参画フェアが入来の文化ホールに変更されていましたがその理由と、入来でいいと思うんですけども、人数的に国際交流センターと比較してどの程度の入るキャパがあるのか。一番心配するのは、あそこに行ったとき駐車場を、以前、入来文化ホールで会があるとき行ったとき非常に心配したんですけども、そこら辺の体制というのは十分なんでしょうか。

○ひとみらい政策課長（山元義一）まず、場所を変更したことにつきましては、当初は7月21日の日曜日に開催予定だったんですが、その日が参議院選挙と重なりましたものですから、日程を変更することにいたしました。

その日程変更につきましては、今度基調講演していただく勝部先生と日程調整しまして、国際交流センターのほうを会場としては考えておったんですけども、どうしても勝部先生の日程を優先したところ、会場につきましては国際交流センターがとれなかったものですから、今回、入来文化ホールのほうを活用するようにいたしました。

人数につきましては、400人ぐらい入る会場ですので、国際交流センターと余り会場の大きさ的には変わりません。

駐車場につきましては、先ほどおっしゃったように、その場所には近くにはないんですけども、体育館の下のほうの駐車場であるとか、その周りのほうの駐車場を今お願いしながら、周りのほうの駐車場でどうにか来られる方の場所を確保したいというふうに考えているところです。

○議員（成川幸太郎）ぜひせっかく変えてやられるなら入来の活性化につながるようなやり方でできるようにお願いしたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課を終わります。

ここで、休憩します。

再開はおおむね13時15分といたします。

~~~~~

午後0時10分休憩

~~~~~

午後1時11分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）次は、総務課の審査に入ります。

△議案第73号 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第73号薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）それでは、議案第73号でございますが、議案つづりにつきましては、議案その1、73-1ページから6ページになります。説明の方につきましては、別冊の総務部関係の議会資料の方で説明させていただきます。議会資料の1ページをごらんください。

今回の会計年度任用職員の概要につきましては、6月議会の委員会で概要を報告させていただきましたが、今回は、会計年度任用職員に対する給付について、条例を整備させていただくものでございます。

1ページになりますが、地方公務員法と地方自治法の一部改正の内容がございます。地方公務員法の一部改正では、特別職の任用の厳格化、臨時的任用の厳格化とともに、ウのほうにあります任用等に関する制度の明確化を図るために、会計年度任用職員に関する規定を設けて、その採用方法や任期等を明確化したいということでございます。

この法律につきましてはの施行日は、来年の4月1日でございます。

2ページの2になりますが、会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員として定めるものでございます。

4番目に、条例案の概要を記載してございますが、まず、給与等につきましては、一般職給料表をもとに、勤務時間区分に応じた額を報酬等の額と定めることとしております。費用弁償等につきましては、一般職に準じて取り扱うこととしております。

その他の中に幾つかございます。

まず、地方公務員法上のサービスに関する各規定が適用されることとなりますけれども、パートタイムにおきましては、営利企業への従事等の制限は対象外とされております。勤務時間につきましては、今回の改正にあわせて一部の職員については、勤務時間の見直しを予定しているところでございます。

あと、客観的な能力実証を行うことは人事評価でございます。あと、公募による選考を行う必要があるとしておりますけれども、期間によっては公募を省略することも予定しております。本市の会計年度につきましても、来年の4月1日からを予定しているところでございます。

ただ、今回は、会計年度任用職員の条例制定をお願いしているところでございますが、勤務時間、報酬、期末手当の支給率、こちらの詳細については、今、検討中でございまして、12月以降の委員会等で詳細な制度設計については、また、決まり次第報告させていただきたいと思っております。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 今回、嘱託職員という方がどんな方々がいらっしゃるのかとかいうことの今の実情がつかめていないものですから、やっとなり自分もさまざまな職種で、また、さまざまな報酬のあり方で、たくさんいらっしゃるんだということを改めて認識したわけですが、嘱託員と臨時職員の人数というのは、今、どのぐらいか教えてくださいいただけますか。

**○総務課長（古里洋一郎）** まず、現在の嘱託員の数につきましては、先ほどの一般質問等でもお答えしましたが、現在、月額嘱託員が411名です。あと、臨時職員につきましては、期間がいろいろと月ごとに雇用しておりますので、選挙や統計など、いろいろと月が変動してはいますが、延べ的には976月の臨時職員のほうを本年度は計画しております。

**○委員（井上勝博）** 月額が411人なんです。いわば年額の方もいらっしゃるんですよね。年額はどのぐらいなんですか。

**○総務課長（古里洋一郎）** 現在、年額の報酬者というのは、いろんな体系がありまして、今現

在、何名というのは把握できていないところではございます。

**○委員（井上勝博）** この年額の方も、今回の会計年度任用職員に全部移行するというふうに考えていいわけですね。うなずいていらっしゃるからだといいことですが、今回、一見、例えば、一時金、期末手当を出すとかそういうので、少しよくなるのかなという側面もあるかと思いますが、もう一つの側面として、例えば、民間の場合だと、同じ仕事をずっと5年間続けてやっているとしたら、本人の申し出によって、期限つきから無期雇用になれるというふうになっているわけです。

しかし、この会計年度の場合は、そういう法律ではなっていないとか、要するに、無期雇用になるということではできないということなんですか。その辺はどうなんでしょうか。

**○総務課長（古里洋一郎）** 今の月額嘱託員の例で説明させていただきますが、現在、400人程度の嘱託員がいらっしゃいますが、任期につきましては、一年一年の任期でございます。ただ、一応、本人の希望等を勘案しまして、今、継続しているところでございます。

ただ、今は5年間だけの雇用となるんですけども、今回の会計年度任用職員としましては、会計年度ですので1年の任期となります。ただ、こちらのほうは同じく人事評価、あるいは本人の希望等を含めて、各職種等で必要な場合につきましては、継続して雇用するということができるということで、こちらについては、この年数というのは決めずに本人の希望、あるいは人事評価等で一年一年の契約ではございますが、これについては何年でもできるという形で制限はございません。

**○委員（井上勝博）** そうすると、今までは5年間雇用して、それで本人が希望してもそれ以降はできないと。ただ、空白というか期間を置けば、また雇用ができるというふうになっていたと思うんですが、会計年度の場合は、そういうものもなくなるということですか。

**○総務課長（古里洋一郎）** 会計年度任用職員に移行しますと、その年数というのの空白期間というのは設けることはありません。ただ、本人の希望も含めてなんです。いろいろな人事評価をして、職務の業務等を見ながら雇用して、一年一年の契約となりますので、ただ、その空白期間とい

うのはなくなります。

**○総務部長（田代健一）** 雇用される側から見た制度について、今、総務課長のほうから説明があったとおりでありますけれども、今回設けられた会計年度任用職員というのが、非正規の公務員について、明確な法的な整理をするということのできたものでございまして、民間でございましたら、副委員長のほうからございましたように労働契約法のほうがございまして、無期雇用の契約に移行できるというようなことがございますが、公務員については、嘱託員については、これまでございませんでした。

そういった中で、先ほど総務課長からございましたように、雇用についての雇いどめ的な打ち切りというのはございせんけれども、ただ、この会計年度任用職員の制度自体が、常勤職員、または任期付職員で充てるべき職については、充てた上で、その他の職について会計年度任用職員を充てなさいという制度になっておりますので、そういった無期限の長期にわたって、その職が継続するようなものについては、そもそもこの会計年度任用職員を充てるということになりませんので、そういった面での制度的な雇用の期限というのは出てくるかというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 附帯決議というのが、今回の法律にはついていて、その中に、あくまでも公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることというのがあるんです。今、部長が言われたのは、そういうことをおっしゃっているんですか。

はい。そしたら、この職種を見ると、ずっと必要な職種もかなり含まれているというふうに思っているんです。例えば、学校用務嘱託員とか司書業務嘱託員もいらっしゃるし、生活保護面接相談員とか、相談支援員とか、いわば、この職種がなくなることはないだろうと思われるようなものも入っているわけです。そういったところは、これでいうと常勤職員を充てるべきだというふうに考えるんですが、その辺の考え方はどうなっているんでしょうか。

**○総務課長（古里洋一郎）** 今、井上副委員長のほうが言っているのは、多分、規則等を見て、100を超えるいろんな区分の職というのをごらんになっていると思うんですけども、一

応、こちらについては、今のところ各所管課がありますので、この所管課の中で、来年度からも必要かどうかというも含めて、今、協議をしているところですけど、基本的には、今の嘱託員につきましては、全て来年度は継続して雇用していく考えではあるんですけども、職種によっては必要ないところも出てくるかもしれませんが、基本的には400名を対象として、来年度、会計年度職員として雇用していく考えで、今、検討しているところでございます。

**○委員（井上勝博）** 今の答弁では、なかなかわかりにくいところがあって、職種を見ると昔からずっとある職種があるわけです。そこで嘱託員として働いていらっしゃる。

だったら、そこはやっぱり常勤職員に充てるべきなのではないか、常勤職員を充てるべきであって、非常勤職を人員の調整弁というふうにご利用することにならないようにというふうになっているわけですけども、なかなか実態がつかめないものですから、私も、すっきりと言えないところがあるんですけども、今の御答弁だと、職種を整理するというお話の中で、今までずっと長いことやられている職種については常勤を充てるというふうには聞こえないんです。400名は400名と残すわけですから。そこが、よくわからないんですが。

**○総務部長（田代健一）** 今回、会計年度任用職員という制度で法的な位置づけがなされたので、今後、これまで従来ある職務を含めまして、職務内容、業務量、職責等の部分で正規の職員を充てるべきであるのか、今回の会計年度任用職員を充てるべきであるのかというのが整理がなされていくものと考えております。

当面は、現在、嘱託員として働いていただいている方も多数いらっしゃいますので、そういったノウハウ等も引き続き活用してまいりたいというふうに考えておりますので、先ほど課長のほうからございましたように、当面は現在の嘱託員の制度を引き継ぎつつ、そういった職務内容とか業務量とかいうものを見ながら、正規の職員を充てるべきものについては、常勤職員を充てる方向に向かっていくのではないかと考えております。

**○委員（井上勝博）** もう一つあるんですが、手当を出すということで、1億円というお金が担保

されているんだというふうには説明を受けていると思うんですが、実際は国のほうの財政措置がなかなか見えない中で、全国的に見たら、例えば、17日雇用を16日にすることによって、その浮いた分を手当に充てるというようなどころもあるということで、薩摩川内市では、その辺の考え方については、仮に国の財政措置がなかった場合に、どういう考え方をしていращやるのかを教えてくださいたいと思います。

**○総務課長（古里洋一郎）** まず、国の財政措置でございますが、自治財政局等に、今、総務省のほうも調査をしながら要望しているところですけど、まだ具体的には明示されておりません。

その中で、この前の一般質問等でもございましたが、国のマニュアルに沿って期末手当のほうの支給というのを検討しているところでございますが、やっぱりかなりの財源を要します。

その中で、先ほど言われました日数を減として、その財源をということでございますが、日数の調整につきましては、各職種等によって、現在、勤務条件に適した部分で、今、調整しているところでございますが、その財源を充てるということではなくて、一応、期末手当につきましては、きちんとマニュアル等にもものをもって調整をしているところで、その減額とイコールということではないということで御理解いただきたいと思っております。

**○委員（川添公貴）** まず、この説明書の中で、民事的運用について、ちゃんときちっと例外的な選考等による実施を行わず職員を任用する例外的な制度であるとかありますけど、緊急を要さない作業があるのかどうかということが1点。

それから2点目です。一般質問でもしたんですけど、詳しくはできなかつたんですけど、条件等の概要というところで、給与体系のやつが一般職の給与表を準用するんだらうと思うんですけど、これによると一般職給与表をもとに書いてあります。ということは、それと同じような形でやるんだらうと思います。

そのときに大体1億円ぐらいふえるんだらうという予測はしたんですけど、法律自体は、これは制定しないと、国が上位法は決まっているんで制定するに決まっているんですけど、12月の施行令、運用規則等についてお示しをいただくときに、そ

こら辺をどういう形にするのかということを確認にさせていただきたいのが1点。

それから、希望としましては――井上委員が一人でたくさん質問をしたので、私が質問しようと思ったところもかぶったんですけど、あえて言いますけど、そんだけお金をかけるのであれば、私は、正規職員を採用したほうがいいのかと思っています。特別緊急な場合は除く、それが乱用されているという意味合いで総務省が出しているんだらうと思うんで、それがないとしたときに、できればそういう形で、ある一定の年齢制限を設けない正規職員を採用したほうが得なのかと思います。

というのは、ちょっとしつこいようですけども、1億円、仮にふえたとしたときに、大体20人、採用できます。500万円にしたときです。大体、給料が300万円、それから、厚生年金とかいろんな手当を入れたとき500万円ぐらいにならうと思うんで、そうしたときに大体20名ぐらい採用できることになります。

そのほうが、私は得だと思うんで、今後の検討課題として、定員適正化計画の中で1,000人未満ということにされているんですけど、その部分も見直しながら、あわせて、そういう形に持っていけたら安定した雇用につながるんじゃないかと思うんですけど、いかがなものでございましょうか。

**○総務課長（古里洋一郎）** まず、1点目の緊急を要しない職種があるかということで、先ほど言いました、100を超えるいろんな区分の職種がございます。その中で、やっぱり専門的な業務というの、50%ぐらいありますので、やはりそういう形で時期的なもの、あるいは、専門的な知識、資格を要するもの等ありますので、職種については、もう少し整理をしていかないといけないとは思っていますけども、必要な部分というのは残ってくると思います。

2点目につきましては給料に基づいての試算ということであるんですけど、一般職の給料表をもとに、そちらの給料表から勤務日数割等で計算していきながら基準額を設定していきたいと思っています。こちらについては、具体的な数字等については、先ほど言いました制度ができ次第、また報告させていただきたいと思います。

3点目につきましては、1億円ぐらいという形で一般質問等でも答弁しておりますが、基本的には、一般職の給料表をもとにする月額報酬については、ほとんど同じぐらいと考えております。やっぱり影響があるのは期末手当の分が、そのまま純増していくのかなというのが考えているところです。

あと4点目の会計年度任用職員ではなくて正規の職員ということでもあるんですが、こちらについては、職員の数、定員適正化で、今、1,000人ということで目指しているんですけど、あと、再任用職員というのも出てきております。あと、会計年度任用職員も来年の4月からスタートしますので、これらを含めた職種等の部分で、新たな数年後を目指した職員の定数の考え方というのは、整理する時期に来ているんじゃないかと思っておりますので、会計年度任用職員と、あと再任用職員と職員とのバランスで検討していきたいと考えているところでございます。

○委員（川添公貴）12月に詳細が出るということなんで、そのとき質問させていただきますけど、一般質問でも言いましたけど、やはり職員の人口形成、年齢形成というのかな、これがいびつです。いびつなんで、なるべく早く寸胴形というか、円柱形に持って行ってほしいと思うんです。理想形は円錐形が理想なんだけど、そこの知識をきちっと再任用等々でやっていくのも必要ですし、そこが必要なんだけど、会計年度任用職員というのは、趣旨からいって、もともと短期の事務にどうしても必要だよなというときに活用する制度ですよ。だから、100ぐらいの内容があるということであれば、きちっと今回この機会に職員でできるもの、それから、どうしても臨時的なものではなきゃいけないものというのを類別したやつを12月に出していただければいいと思います。

余りいろんな方が、今でいう臨時職員等で働いていらっしゃるんです、やはり生活がありますんで、そこをどうこう言うつもりはないんですけど、きちっとさっき言ったように正規な職員に持っていけるようであれば、そのような形にするのがいい姿なのかなと思っておりますんで、詳細については、きちっともう1回お示しいただければありがたいと思います。経費がかかるというのがなかなかなんです。

○総務課長（古里洋一郎）今、委員のほうで話がありましたとおり、嘱託員の中でも有資格者、あるいは期間というのがありますので、先ほど申しましたとおり社会人枠とか、UIJターン枠とかいう採用も目指しておりますので、それらの職員等の位置づけとあわせて、今後、検討させていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）もう1点、確認させてください。

大きな2番の1番のイ、臨時的任用の厳格化、今、言いましたようにいろんなことがあると思うんですけど、これを読ませていただくと、国と同様に常勤職員に欠員が生じた場合に厳格化すると書いてあります。ということは、この仕事に従事していた職員の方が、短期とか長期でお休みになられるときに臨時職員が採用できると解すると思うんです。そのときに、どのように採用するのか、試験採用するのか、ちゃんと公務員試験みたいなやつをして採用するのか、それが一つ。

それから、そういう事案がきちっと、今、言われているような形で採用しているかどうか、この2点を教えてもらいたい。

○総務課長（古里洋一郎）1ページの2の（1）のイに臨時的任用の厳格化とありますが、こちらの臨時的任用というのは、先ほど川添委員が言われたとおり、いろんな欠員が出たときに臨時的に任用するということでありますけど、本市の臨時的任用というのは、今、採用はしていないということになります。

今、こういう職員としての臨時的任用というのはなし。来年度以降につきましても、こういう形の職に対する補填的な採用というのは、今、計画はしていないところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）今の川添委員の常勤職員の欠員が生じた場合ということに関係するんですけども、以前から、所管課単位の定数というのが明確であるのかということと言われてきたんですけど、常勤職員の欠員が生じた場合ということを考えれば、定員定数化が厳格に決まってい

ないといけないという場合のと、そのときの定員というのが頭数なのか、総労働時間で考えるのかという考え方をしておかないと、20日勤務じゃなくて16日とか17日に限定するわけですから、そこを埋める時間というのがどうなってくるのかわからないと思うんですが、そこら辺は、定数管理というのが所管課単位ということをしるべきで、それは明確に出るということで考えていいんですか。

○総務課長（古里洋一郎）先ほどの質問とも関連があると思うんですが、臨時的任用というのが、例えば、学校の教員の方々が育休の場合になったときに、臨時的なちゃんとした職員の雇用というのがあるんですが、うちでは定数はまずございます。というのが、ある程度、最初に職員を配置します。その中で、年度途中で、例えば、病気とか育休で職員がお休みに入った場合につきましては、現在、嘱託員とか臨時職員等で対応するようにしておりますので、そういう人数的な関係から増減になった場合についての調整というのは、今、総務課で対応しているところがございます。

○議員（成川幸太郎）もう1点、お尋ねしますが、今、臨時的な人がパートタイム会計年度任用職員ということで制度化されるということですが、過去、お尋ねしたことがあったんですが、臨時職員の場合が物件費で人件費を上げてあるということだったんです。それは人件費と明確じゃないんじゃないかというお尋ねをさせてもらったんですが、今後は、こうなると、人件費というのが臨時も含めて一本化されて、市の人件費というのが明確になるというふうで考えていいんですか。

○総務課長（古里洋一郎）パートタイムの会計年度任用職員については、今の賃金の臨時職員についても報酬となりますので、きちんと報酬の感じが出てくると思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）議案第73号薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、反対いたします。

反対の理由は、大きな問題ですが、非正規職員の待遇の若干の改善を可能にしたものの財政措置については不透明であり、無期労働契約への転換ルールが適用されず、不安定で低い待遇の固定化につながる制度設計になっているためです。

以上の理由で反対いたします。

○委員長（徳永武次）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）議案第73号について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、上位法の制定により、臨時職員、パートタイム職員の身分を明確にするとともに、公務員としての秩序、それから法律等の認識等を深めるためにも制度の設計が必要であります。

については、処遇改善についても、新たな形で給与制度、パート職員、臨時職員等の生活の安定等も図るような内容となっております、本案は成立すべきものと感じ、賛成討論いたします。

○委員長（徳永武次）次に、反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）次に、賛成の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第74号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（徳永武次）次に、議案第74号地

方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） それでは、議案第74号でございますが、議案つづりにつきましては、議案その1、74—1ページから3ページになります。説明のほうにつきましては、別冊の総務部関係の議会資料のほうで説明させていただきます。

議会資料の3ページをごらんください。

今回の条例の制定につきましては、会計年度任用職員の創設に伴いまして、現在、七つの関係条例の規定を整備するものでございます。2番目に関係条例のほうにつきましては記載してございません。

主な改正内容につきましては、全て会計年度任用職員制度への適用について定めるものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（徳永武次） 次に、議案第75号成

年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） 続きまして、議案第75号です。説明のほうは議会資料の5ページ、6ページになります。

これまで、成年被後見人や被保佐人につきましては、一定の資格や地方公務員などを失職するなど、権利制限に関する規定が定められておりましたが、人権の尊重等によりまして不当に差別されないように欠格条項外となりました。

このため、本市における関係条例の規定の整備をするものでございますが、5ページの2番目に五つの条例の改正がございます。1から4は総務課のほうです。5のほうが消防局の警防課の所管となります。

改正内容は、ここに書いてあるとおりでございます。

施行期日のほうが、令和元年12月14日から施行したいと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） 現在、障害者等の雇用、採用等について、うちだけじゃなくて各自自治体が、その採用が国が示している指数より低いということになっているんですが、この条例を制定することによって、国が示している、そういう障害者等も含めて、この被後見人等も含めてきちっと、その制度の数まで採用ができるのかどうかの1点。

それから、この制度等ができるのと、今ある障害者関係の採用枠が競走倍率が1.24倍やったかな、かなり高いということも示されているので、そこはいいとして、とりあえず、これをやることによって採用枠が広がるわけですから、ちゃんと国が示しているような雇用枠まで達成することができるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。努力中なら努力中でもいいです。

○総務課長（古里洋一郎） まず、障害者雇用率につきましては、6月1日基準で国のほうに報告してございます。令和元年度、今年度につきましては、法定雇用率2.5%に対しまして

2.56%ということで、現在のところは雇用率については達成しているところでございます。

ただ、来年度以降も障害者の雇用ということで留意しながら、その達成率等も含めてですけど、きちんと対応していきたいと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）それでは、総務課の補正予算について説明いたします。

まず、予算に関する説明書の19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、総務課分は、説明欄の事項、総務一般管理費で5,460万7,000円の増額でございます。内容及び要因につきましては、まず、委員等報酬及び費用弁償につきましては、育児休暇、病気休暇等に伴います代替職員としての嘱託員の増加見込みによる増額でございます。

次に、給料、職員手当等、共済費につきましては、平成31年4月1日付人事異動等に伴う補正、最後に委託料及び備品購入費につきましては、令

和2年4月からスタートする会計年度任用職員に係る経費で、委託料は人事給与システムの改修等に係る経費、備品購入費はパソコン購入に係る増額補正でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）それでは、所管事務調査につきましては、今回、人事院勧告の概要について報告させていただきます。

総務文教委員会総務部関係資料の1ページをごらんください。

国の令和元年人事院勧告が8月7日に発表されましたので、その概要を御説明いたします。

まず、月例給につきましては、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、民間企業との格差解消のため、平均0.1%のプラス改定となっております。初任給につきましても、大卒程度で1,500円、高卒程度で2,000円の引き上げ、若年層もプラス改定予定でございます。

次に、住居手当につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、その原資を用いて、民間事業所における住居手当の支給状況を踏まえ、上限を1,000円引き上げる改定となっております。

なお、手当額が2,000円を超える減額となる職員は、1年間の経過措置として減額しない措置をとります。

次に、期末勤勉手当につきましては、勤勉手当について0.05月分引き上げられ、期末・勤勉手当の6月期、12月期を合わせた合計の支給月数分は、現行の4.45月分から4.50月分となります。

実施時期につきましては、月例給は平成31年4月にさかのぼって改定し、差額は12月支給予定、また、住居手当は令和2年4月1日からの実施予定となります。

以上が、今年度勧告の概要でございますが、今後の予定としましては、職員組合等の協議の上、国の給与法改定の動向等を踏まえて、12月議会で、5番にあるとおり職員の給与に関する条例を初め、所要の条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、総務課を終わります。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、秘書室を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、文書法制室を終わります。

---

#### △財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）まず、歳出について御説明いたしますので、予算書19ページをごらんください。

2款1項5目、事項、財産一般管理費において、決算に伴い繰越金が確定したことにより、法定積立金として財政調整基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、15ページをごらんください。

20款1項1目繰越金は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として増額するものであります。

次に、17ページをごらんください。22款1項5目農林水産業債は、排水機場ポンプ施設の補修に係る財源として湛水防除事業債を計上し、7目土木債は、一般道路整備に係る財源として道路整備事業債を増額するほか、都市公園整備に係る財源の公園整備事業債を減額し、10目災害復旧債は、6月末から7月初めの豪雨災害の復旧に係る財源として、現年公共災害復旧事業債を増額するものであります。

次に、7ページをごらんください。第3表地方債補正について御説明いたします。

追加は、湛水防除事業において限度額等を設定し、変更は、道路整備事業及び現年公共災害復旧事業の限度額を増額するとともに、公園整備事業

において限度額の減額を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

[紹介議員入室]

△請願第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（徳永武次）次に、請願第7号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略します。

それでは、紹介議員の持原議員に出席いただいておりますので、請願の趣旨等について説明を求めます。

○紹介議員（持原秀行）本委員会において、この請願に関する趣旨説明の機会をいただきましたことを深く感謝を申し上げます。

短くまとめてきましたので、ちょっとしばらくの間、時間をください。

全国各地の地方自治体においては、子育て支援策の充実と保育人材の確保、少子高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、その果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面をしております。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られている中で、新たなニーズへの対応や細やかな公的サービスの提供が困難な状況になっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がございます。

政府の骨太2018では、地方の一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされて

おります。

2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2千707億2千万円となり、過去最高水準となっております。しかし、一般財源総額の増額分も保育の無償化など、国の政策に対応するための財源を確保したものであり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められております。

このことから、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要となります。

意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から地方財政と社会保障の重要性を直接、国に訴えるために行うものでもあり、地域の公共サービスの水準を守るため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じて、地方財政の確立を目指すものでございます。

政府概算要求の策定期間に照準を合わせ、昨年度と同様に今期定例会での議会採択をお願いするものでございます。

また、去る6月11日に開催されました全国市議会議長会第95回定期総会においても、地方税財源の充実・確保に関する決議もなされております。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択方について委員各位の御賛同方をよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局から本請願について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。紹介議員に対する質疑は、以上で終了します。

持原議員には、本委員会に出席していただきありがとうございました。

[紹介議員退室]

○委員長（徳永武次）それでは、本請願の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）採決をお願いします。

○委員長（徳永武次）ただいま採決の声がありました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本請願を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次）起立多数であります。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので御了承願います。

以上で、本請願の審査を終了します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）特別交付税 ― 特交の件なんですけど、霧島市、鹿屋市が13億円、薩摩川内市が鹿児島市と並ぶ23億円と、財政調整基金に積み立てたということで、普通財産にもいくんですか。

この使われ方、使い方、鹿児島市と並ぶぐらいなんですけど、どういった形で本年度は使われていくのかがわかれば、ちょっと教えてもらえればと思うんですけど。

○財政課長（鬼塚雅之）今の御質問をちょっと確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次）はい。

○財政課長（鬼塚雅之）今の使われ方というところは、特別交付税の今年度どのくらい来るか、それによって、その特別交付税をどのようにされるかという御質問でよろしいのか、それとも、財政調整基金の使い方ということでよろしいのか、どちらであるかをちょっと確認をさせていただきたいんですが。

○委員（今塩屋裕一）意味的には両方であっ

て、今後、国が相当圧縮してくる中で、薩摩川内市がそういった鹿児島市と並ぶぐらい、そういった中で基金を崩していくところから財政が厳しくなっていく流れの中で、どういった感じで使われていって、今後はどういった意味で確保していく、そういったのもちょっとお聞きしたい意味で質問しました。

○財政課長（鬼塚雅之）まず、一つ目の特別交付税の考え方なんですけれども、特別交付税は各地方自治体の特別な需要、財政需要を普通交付税では補足しきれない部分を特別交付税という形で交付されております。特別交付税の中には一定のルールに従って算定される部分と、それと、先ほど申したとおり特別な財政上、例えば災害であったりとか、地方自治体、特殊な財政需要がある場合がそれぞれあります。

例えば、本市でありますと、川内川があることによって水害に大きく悩まされていた時代もありました。そういった中で、内水の排水対策に係る経費であったりとか、そういったもの、特別な需要、それと、離島を有することによる特別な財政需要、そういったものを特別交付税で一定の算出のもと交付されております。

当市におきましては、当初予算では特別交付税を約17億円というふうに毎年計上をしておりますが、実際、交付されているのは、例年、今、先ほど、今塩屋委員が言われましたとおり23億円程度交付いただいております。それにつきましては、交付額を確認した後、財政調整基金に積み立てを行っている状況であります。というのが、特別交付税の状況。

それから、もう一つ付け加えますと、鹿屋市、霧島市が13億円で当市が23億円というのは、やはり国から見た特殊な財政需要というのが、本市にはあるというふうに見られているというふうには思っております。ここでは、具体は申し上げませんけれども、そういったものがある。

それと、あとは要望の仕方、やり方にもよるのかなというのも考えております。

続きまして、財政調整基金の使われ方、使い方なんですけれども、財政調整基金は年度間の財源の調整という形で考えております。

大きな災害があったときの必要な金額であったりとか、そういったものに使ってきたいという

ふうと考えて積立を行っておりますけれども、ここ最近では、普通交付税が段階的縮減をされ、財政運営プログラムでも示したとおり、その縮減を少しでも緩和しながら財政運営を行っていくという意味から若干ずつ費消しながら運営を行ってきてまいりました。

ここ、今年度の財調の繰り入れも結構多額にはなってしまったんですけれども、毎年、当初予算で繰り入れたものを大体20億円程度は復元をできている状況になっています。

そういった中で、財政運営を行っているんですけれども、あと、今後もそういった形で財政運営をしていくことになろうと思っておりますけれども、来年度も、また国体も控えております。そういった中で、もう少し費消しながら財政を運営していく必要があるかなというふうには思っています。

○委員（川添公貴）議案第76号が、今、可決されたんですけど、これに関連して合併特例債について300億円から400億円ということで、いつか、その部分については基金に積み立てるといった話を聞いたような、聞かないような。積み込んでいきたいというような、ちょっと聞き間違えかもしれません、そう記憶していたので。

もし、積んで行くのであればどのくらい積むのか、もしくは、この100億円に対して5年間でしたっけ、についてどのような計画的に発行していくのかということをお教えしてもらいたいと思っておりますけど。

○財政課長（鬼塚雅之）今ほど、委員おっしゃられた合併特例債を活用して、基金に積み立てるといったものは、前回の新まち計画の中の話だったかと思っております。現在、地域活性化基金に合併特例債を借り入れて積み立てを行っております。その地域活性化基金は、今、総合戦略事業に充当をして使って活用をしているところでございます。

○委員（川添公貴）わかりました。済みません。

もう、今度もこの100億円がそういう形で積み込みができるのかなと、そういう形で思っていたものですから、前回、そうやって積んだというのが記憶にあったので、今回は、この100億円についてはもう発行要件だけ決めて、各種事業に対して合併特例債を使って運用していくということで、基金積み立てはないということで理解してよろしいということですね。

○財政課長（鬼塚雅之）はい、今、おっしゃられたとおりでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、財政課を終わります。

---

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）それでは、総務部の総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

さきの6月議会で議決いただきました、本庁舎空調工事についてスケジュールが定まってきましたので、報告するものでございます。

工事概要につきましては、本庁舎の本館、東別館、南別館をガスヒートポンプ方式に統一し、更新するものでございます。

事業内容等につきましては、前回の委員会ときも御報告しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

工期が、来年度の令和3年2月26日までと約600日で、室内機を合計212台設置する工事でございます。スケジュールといたしまして固まりましたので、表で御説明をさせていただきます。

凡例で示してありますように、白抜きの矢印が配管・配線、室内機等の工事で、網かけの矢印が運転開始の時期を示しています。具体的に、令和元年度は、東別館の1階から4階全フロアを10月から11月に工事を行い、11月下旬から運転開始ができるようにするものでございます。

下の表のほうですが、令和2年度は南別館の全フロアを4月から5月工事を行い、6月から運転開始、本館B棟と書いてございますが、4階建て

部分になります。議場とかあるところの建物でございます。1階部分は6月から運転開始、2階から4階は12月から運転開始、ただし議場につきましては、7月から8月工事を行い、8月下旬から9月議会から運転開始となるようにスケジュールとなっております。

また、本館A棟6階建ての部分につきましては、12月運転開始となります。なお、各建物の運転開始までは従来の空調機で対応することとしております。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** とりあえず2点ほどお伺いしたいと思うんですけど、今、各支所等が縮小しているんですけど、事務事業の見直しによって人数が少なくなってきた、空き空間が相当出ているわけですけど、前も話をしましたが、その空き空間の活用方法について今後どうされるのか、現在どうされているのかということをお聞きしたいのが1点。

2点目です。本市が所有する不動産、動産等をかなり売却しているんですが、売れたか売れないかは聞かないですけど、今後、そういう中身の整理を、今、されていると思うので、どのような内容を売却されていられるのか、わかっていけば教えていただきたい。

学校敷地については常日ごろ聞いていますので、これを除くやつについて、教えていただきたいと思えます。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** 2点、御質問がございました。

まず、昨年の10月の支所の見直しによりまして、空きスペースができたから、今後の活用をということでございます。

今、財産活用推進課でも支所の集約というのの検討をずっとしているところでございまして、一応、来年度末までに再配置計画の中で、個別計画という形の中で、そのあたりをどういうふうに取りまとめていくかということ、今現在、調整をしているところでございます。来年度末までには、その具体的な方向性を示していければと考えているところで、今、研究をやっております。

それからあと、不動産、動産の売却の考え方と

いうことでございました。財産活用推進課は、非常に多くの不動産等を抱えております。山の中のところ、それから、道路沿いのところ、いろいろございます。

公募をかける基本的な考え方といたしましては、やはり、需要があるようなところということで、いろいろ、ここ、売れないんだろうとか、そういうような問い合わせとか、そういうようなのがあったところを、まず優先的にといいますか、売却する方向で検討を進めていくところでございます。

売却をするにしても、いろいろと評価額を算定したりとか、手続をおってしていかなければなりませんので、今、言われてすぐ、はい、売れますというような状況ではありませんので、そういうようなお声があったときには、そういう手続を踏みながら進めていくということでやっているところでございます。

**○委員（川添公貴）** まずは、支所の活用なんですけど、来年度末ということは、令和3年3月31日です。前回、この話、質問をしたときに、周辺の公的機関に問い合わせをして、活用をできないかどうかというのを調査しているということでした。それは、その結果が集まっただろうと推測して質問をしたので、ということは、おのずからもうある程度使う、使わないのが決まっているので方向性が出せるんじゃないかということが一つ。

それから、各地区の支所の空きスペースにおいて、いろんなコミュニティ協議会とか自治会とかというところが活用したいかという話も出ているのも御存じだと思います。

そうしたときに、来年度末というんじゃなくて、ある程度準公共性があるんであるならば、今年度末ぐらいに早期に指針を出して、来年度はもう活用に対する募集をかけるというぐらいのスピード感を持ってやっていただかないと、空き部屋をずっと空き部屋にしているとどんどん古くなります。

例えば東郷、私、東郷が近所なので、もうずっと空きっぱなしです。ドアを開けると配線がむき出しなので、あの状態で置きっぱなしももうちょっと厳しいのかなと思います。

まず、その空いている空間、それから、広い空間に二十何人が座っている。これを本庁並みに

きちっと整理すればもっと空くわけです。

だから、そこをもう一回検討していただきたいと思います。早期活用に向けてです。

それから、動産、不動産については了解しました。大体、需要があってから出されるんだろーとは思いますが、何でもかんでも売り飛ばせばいいというのは、これは本音ですけど、ちょっと、旧4町4村としてはいかがなものかなと思うところがあるんです。

やはり旧川内市も含めて身軽な自治体を目指すのであれば、やはり売れるものは売ってやっていったほうがいいのかなとは思っています。特に4町4村から先に売らないで、旧川内市は値段が高いですから。ぜひ、そっちから先に売ってほしいと思っています。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** 支所の関係につきましても、また、今いろいろなデータ整理も今年度やる予定にしておりますので、そのあたりも含めて来年度計画をしていくということになっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、旧4町4村の支所地域だけでなく、旧川内地域の場所でも不動産の需要があるようなところにつきましても、売却はやっているところがございますので、そこは、支所だけということではないということは御理解いただければと思います。

**○総務部長（田代健一）** 支所の空きスペースについては、以前の委員会でも御意見のほういただいたところなんですけども、来年度末までにつくる計画というのは、公共施設再配置計画による個別の計画でございます、これ、5年とか10年というある程度長いスパンでのどういうふうに施設を集約するかという話ですので、結構時間がかかります。

ただ、その計画が固まりますと、今度は、その5年、10年の間は支所をそのまま置くのかというものが出てまいりますので、その間の中期的、短期的な分について、例えば地域での利用とか、一時的に民間に行政財産の使用許可を出すとか、そういったあたりの検討ということも並行して進めさせていただきたいと思えます。

**○委員（川添公貴）** 今、終わりにしようと思っていたんですけど、その、もう一回ちょっと認識

不足なんで教えていただきたいんですけど、支所再配置計画とおっしゃいましたよね。え、支所とおっしゃらなかったですか、今。支所再配置計画と。今、支所再配置計画とおっしゃったような気がしたんで、ということになれば、今ある各支所を例えばなくするとかいうことにつながるのではないかと、今、もう一回確認させていただき。

**○総務部長（田代健一）** 言い間違えておりましたら、訂正のほうをお願いします。

公共施設再配置計画ということで、公の施設を中心としたそれぞれの行政財産を、例えばですけども、地域の中心である支所のほうとかある程度躯体の状況のよいところに集約しようというのが、公共施設再配置計画となっております、そのことを申し上げたところです。

**○副委員長（井上勝博）** ちょっと微妙というか、大事なことなのではっきり確認させておきたいんですけども、市長は、支所については存続するというを確認されて、今の支所は維持されるというふうに考えているわけですが、今のお話だと、何か支所の施設そのものを何かいじるみたいな話なんですけど、ちょっと整理していただけないか、よくわかりません。

行革のほうで話が今まで進められてきたわけで、財産活用推進課のほうで進めているのは、あくまでも建物、箱物をどうするかと、その箱物を例えば東郷をなくして樋脇にするとかという話じゃないですよ。

**○総務部長（田代健一）** ちょっと、公共施設再配置計画について誤解が生じるといけませんので、支所の再編等につきましては、行政改革推進課のほうで進めているところで、もう皆様御存じのとおりだと思います。

公共施設再配置計画については、前身として公有財産の財産処分も含めた計画というのを進めておまして、その次の段階といたしまして、今後、公の施設等が老朽化する中で、住民サービスに影響が出ない中で、どうそれぞれの施設を長寿命化、あるいは集約していくかというのを検討していくのが、公共施設再配置計画です。

それと支所との関連ですけれども、支所も、支所機能と同時に川添委員からもございましたように、大きなスペースを持った建物でございますの

で、支所の見直しの中で空いたスペースも含めて、その建物としていろいろな周辺施設の機能を取り込めるものがあるのか、あるいは、樋脇支所の場合がそうであったように、支所の建物自体が老朽化している場合については、その建物自体もどうするかといった、そういった箱物についての検討というのを財産活用推進課のほうではしているところでは。

です。支所の機能自体をどうしようかという部分については、一切、この議論とは別のところで進められているところでございます。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

---

#### △税務課及び収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました、議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）予算に関する説明書は、21ページでございます。

2款2項1目税務総務費の減額は、4月の人事異動等に伴います職員給与費の補正でございます。

2目賦課徴収費は、市税歳出還付金について増額をお願いするものであります。

この市税歳出還付金は、法人市民税の中間納付金の精算払戻金など、市税の過年度更正に伴う過誤納金等を返還するために予算措置していただいているものでございますけれども、今年度は大口の還付から少額のものまでもろもろございまして、7月の時点で予算をほぼ使い切ってしまいましたことから、1,484万2,000円の予備費充用をさせていただいたところでございますけれども、実績ベースにおきまして、10月から3月までの分といたしまして800万円の不足が見込まれますことから、今回、補正をお願いするものでござ

います。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（徳永武次）次は、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（佐多孝一） それでは、予算に関する説明書の43ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費、説明欄、事項、災害予防応急対策費につきまして、本年度、行政嘱託員である原子力防災等訪問事業嘱託員2名を採用し、障害・社会福祉課、避難行動要支援者避難支援計画作成業務嘱託員と相互協力のもと、避難行動要支援者の戸別訪問に同行し、避難計画の経路や避難方法の確認などの業務を担っていますが、報酬額等に差異があったことから、不足分に対する報酬と社会保険料の増額をお願いするものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で、防災安全課を終わります。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次） 次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で、原子力安全対策室を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次） 次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第98号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行） 予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款4項1目選挙管理委員会費で、異動等に伴う職員手当等の補正額を計上したもので、30万7,000円の減額補正であります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）参議院選挙がありましたけども、あのときに、前々回からか、投票済証明書を発行されているんですが、あの枚数が何枚、期日前と含めて証明書が何枚出たかという記録はとっていらっしゃるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）投票所来場者カードのことだろうと思います。期日前投票所、それから、当日投票所において配布をいたしております。

配布をいたしておりますといいますが、特に期日前投票所におきましては、来場された方が、その投票所に置いてあるものを持ち帰るとい形をとらせていただいておりますので、実際、持ち帰った枚数までは把握はしていない状況でございます。

○議員（成川幸太郎）せっかく発行されているんですから、置いてある枚数と比較して、あれは、以前からいろんな要望があって、薩摩川内市はちょっとおこなわれていると言われたんですけども、やっと発行してもらったんだから、こういうふうに使われていると。あるいは、持ち帰ってやはり、公民権行使の証明に使うところも企業としてあるみたいですから、やっぱり、せっかく置いてあるやつが何枚出たかというぐらい数えていただきたいと思うんですが、今後、どうされますか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）この来場者カードにつきましては、議員がおっしゃいますように各職場において投票所に行ったかというような確認をされるという要望等もございまして、県外、県内の他市への事例等も検討した上で、数年前から導入をしてきたところでございます。

まだ、導入に当たりましては、これに当たる職員も人員も限られておりますので、なるべく職員の手間をとらせないという形で、今現在、取り組んでいるところでございますが、要望のあった件につきましては、検討をしてみたいと考えます。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めま

す。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（茶園勝久）監査事務局兼公平委員会事務局でございます。よろしくお願いたします。

第4回補正予算につきまして説明申し上げますので、予算に関する説明書の25ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきまして12万2,000円の減額をしております。これは通勤手当、児童手当に関する職員手当の減額によるものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第98号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）予算に関する説明書の18ページをお開きください。1款1項1目議会費で補正額は645万8,000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。議会活動費におきまして、議員辞職に伴います議員報酬等の減額でございます。議会管理費におきまして、職員の人事異動に伴います給料等の減額及び委員会のインターネットによる映像配信に係る業務委託料及び備品購入費の増額等でございます。委員会のインターネットの映像配信につきましては、委員側へ向けた定点カメラを1台設置して、映像を中継及び録画で配信しようとするもので、対象の委員会 は 常 任 委 員 会 及 び 特 別 委 員 会 で、 来 年 3 月 から 開 始 したいと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）その委員会のネット中継のことなんです。もう既に定点カメラということですが、見ている側からすると、もうずっと同じ画面ということになって、それをまたカメラを動

かすというのは手間暇がかかるわけですから、例えば3カ所に定点カメラをやって、ユーザーの側から、見ている側から切りかえたりとかできるようなにするとか、もしくはちょっと技術的にはどうなのかわかりませんが、180度カメラみたいなものがありますが、これは見ている側が自分の見たい場所を見れるというカメラがあるわけです。これが、動画が撮れるかどうかというのは私もわからないんですが、やはり定点カメラという、もう本当にずっと同じところというのは見ている側からするとつらいかなというふうにも思うんですが、その辺の検討の余地はまだあるんでしょうか。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）定点カメラを考えた理由としましては、委員がおっしゃいますとおり手間の面が大きいものがございまして。切りかえとかしますと、また切りかえる職員を専属でつけないといけないということがございまして、こちらの後ろ側から議員さんを映す定点カメラというのを考えたところでございます。

3点のカメラでということもありますけれども、恐らくもちろんカメラ代もカメラの機器にもかかってきますし、それを個人で切りかえるということが技術的に可能なかなという、ちょっとそこもわからないところです。

あと、180度カメラとなりますけれども、恐らくちょっと私も詳しくはないですけれども、一人だけが操作ができて、その間ほかの人は待っておかないといけないというような、今のいろんな市内の場所のライブカメラもそのような感じになっていますので、同時に見たいところを見るというのは難しいのかなというふうなところがござい

ます。経費の面もございまして、定点カメラでやっていけたらなと思っているところです。

○委員（井上勝博）いや、私もこれ以上経費をかけないという考え方で、同時に、ちょっと全国的に委員会カメラを定点カメラ以外に、180度カメラというのは、私も詳しくはないんですけども、例えばそのカメラで撮ったら、見ているパソコンの側から操作して、見たいところが見れるんです。そういうカメラがあるんです。だから、こちら側の操作は一切要らないんです。だから、それが動画ができるかどうかは私もよくわからない

んですけども、静止画は少なくともすることが  
できる技術がもうあるんです。だから、ちょっと先  
進的などところで、そういうところがあるんであれ  
ば、経費をかけない上で知恵を出して、もうちょ  
っと使いやすいというか、市民の側から見て使い  
やすいやり方も検討をお願いできればなど、検討  
してくださいと言ったら、仕事がふえるからと言  
われるかもしれんけど、しかしやっぱり市民にと  
ってどうなのかという問題がありますので、よろ  
しくお話ししたいと思います。

○委員長（徳永武次）要望です。検討してみ  
てください。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めま  
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第98号令和元年度薩摩川内市一  
般会計補正予算のうち本委員会付託分について質  
疑が全て終了しましたので、これより討論、採決  
を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありませ  
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決  
定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を  
行います。

当局からの報告事項はありませんので、これよ  
り所管事務全般について質疑に入ります。御質疑  
願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

---

#### △発議、新たな過疎対策法の制定に関する 意見書の提出について

○委員長（徳永武次）それでは、ここでお諮  
りします。先ほど御協議いただきました新たな過  
疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを  
日程に追加して、これを議題としたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よって、この件を日程に追加して、これを議題と  
します。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。

[意見書（案）配付]

○委員長（徳永武次）ただいま配付した意見  
書（案）につきましては、朗読を省略しますので  
御確認ください。（巻末に意見書（案）を添付）

それでは、意見書（案）について御意見あり  
ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御意見はありませんの  
で、文言等の軽微な修正については委員長に一任  
いただくこととして、委員会として本意見書  
（案）を本会議に提出したいと思いますが、その  
ように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

以上で、新たな過疎対策法の制定に関する意見  
書の提出についてを終了します。

---

#### △発議、地方財政の充実・強化を求める意 見書提出について

○委員長（徳永武次）次に、請願第7号を採  
択すべきものと決定しましたので、ここでお諮  
りします。地方財政の充実・強化を求める意見書提  
出についてを日程に追加して、これを議題にし  
たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よって、この件を日程に追加して、これを議題と  
します。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。

[意見書(案)配付]

○委員長(徳永武次) 意見書(案)は請願書の内容と同様でありますので朗読を省略します。御確認いただきたいと思います。(巻末に意見書(案)を添付)

それでは、この意見書(案)について御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) それでは、御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書(案)を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを終了します。

---

△委員会報告の取り扱い

○委員長(徳永武次) 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長(徳永武次) 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

請願文書表

意見書案

受 理 番 号	請願第 7 号	受 理 年 月 日	令 和 元 年 8 月 7 日
件 名	地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書		
請 願 者	薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号 薩摩川内市職員労働組合 執行委員長 又木 亮		
紹 介 議 員	持原 秀行		
要 旨			
<p>地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面している。</p> <p>一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。</p> <p>このような中、先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては、新経済・財政再生計画の下、引き続き、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化を目指すとし、地方一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた一方で、地方財政については、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速、拡大に取り組むとされているところである。</p> <p>今後、地方創生・人口減少対策を始め、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に、地方が責任を持って対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められている。</p> <p>これらのことから、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出需要を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。</p> <p>公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2020年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次のとおり措置されるよう、貴議会において、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を政府に提出いただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いする。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。</li> <li>2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。</li> <li>3 地方交付税における「トップランナー方式」の検討に際しては、地方行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。</li> <li>4 令和元年度税制改正において、新たに措置された地方法人課税の偏在是正措置について、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。</li> <li>5 2020年度に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など、制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。</li> <li>6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。</li> <li>7 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。</li> <li>8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。 地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げを始め、抜本的な措置を講じること。</li> <li>9 地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論に結び付けないこと。</li> <li>10 地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充すること。</li> <li>11 幼児教育、高等教育の無償化に係る財源については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。 また、私立高等学校の実質無償化については、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施すること。</li> </ol>			

発議第 2 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の  
提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁に  
対し、新たな過疎対策法の制  
定に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 元 年 9 月 2 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次

提 案 理 由

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和  
3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎  
地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も  
維持していくためには、引き続き、総合的な過疎  
対策を充実・強化させることが必要である。

ついては、関係行政庁に対し、新たな過疎対策  
法の制定に関する意見書を提出しようとするもの  
である。

これが本案提出の理由である。

新たな過疎対策法の制定に関する意  
見書（案）

過疎対策については、昭和 4 5 年に「過疎地域  
対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措  
置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施  
され、過疎地域における生活環境の整備や産業の  
振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の  
危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の  
荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩  
壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面し  
ています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊か  
な自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であ  
り、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、  
国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害

の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大  
な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公  
益的機能は、国民共有の財産であり、過疎地域の  
住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令  
和 3 年 3 月末をもって失効することとなりますが、  
過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今  
後も維持していくためには、引き続き過疎地域に  
対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、  
住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進する  
ことが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、  
安心・安全に暮らせる地域として健全に維持され  
ることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安  
心・安全な生活に寄与するものであることから、  
引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させる  
ことが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望し  
ます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書  
を提出します。

令和 元 年 9 月 2 5 日

鹿児島県薩摩川内市議会

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大  
臣、国土交通大臣

発議第 3 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提  
出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁に  
対し、地方財政の充実・強化  
を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 元 年 9 月 2 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会

総務文教委員会

委員長 徳永武次

提 案 理 由

政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実、地方財政の確立を目指す必要がある。

ついては、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このような中、先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては、新経済・財政再生計画の下、引き続き、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化を目指すとし、地方一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた一方で、地方財政については、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組むとされているところであります。

今後、地方創生・人口減少対策を始め、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に、地方が責任を持って対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められています。

これらのことから、令和2年度の政府予算と地

方財政の検討に当たっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出需要を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であります。

よって、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要望します。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の検討に際しては、地方行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コストになじまないことに十分留意すること。
- 4 令和元年度税制改正において、新たに措置された地方法人課税の偏在是正措置について、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。
- 5 2020年度に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など、制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
- 7 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の

強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げを始め、抜本的な措置を講じること。

- 9 地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論に結び付けないこと。
- 10 地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 11 幼児教育、高等教育の無償化に係る財源については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。また、私立高等学校の実質無償化については、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月25日

鹿児島県薩摩川内市議会

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）

---

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次